Nyāyakalikā 和訳（後半）

日本学術振興会 PD　須藤 龍真
九 州 大 学　片 岡　啓

解題

本稿は Bhaṭṭa Jayanta 著 *Nyāyakalikā*（『論理の蕾』）前半部の和訳である片岡・須藤 [2021] に続く，同書後半部の和訳である．底本には片岡が校訂中の原稿（未出版）を用いた[1]．本稿執筆に至る経緯や留意点については片岡・須藤 [2021] をご参照いただきたい．綱要書という性格上，和訳に際しては従来の訳語に縛られず，妥当と思われる限りで初学者に分かりやすい翻訳を作成することを目指した．脚注においては，『ニヤーヤカリカー』の内容の具体的説明や，より発展的な内容への橋渡しとなるような議論の紹介を行った[2]．

和訳後半部（＝本稿）の対象はニヤーヤ学派の 16 原理のうち，第 10「論議」から第 16「敗北の根拠」までに相当する．前半部（＝片岡・須藤 [2021]）が認識論及び論証法に関す

*本研究の一部は JSPS 科研費 JP 20J00332 の助成を受けたものである．

[1]片岡・須藤 [2021] に触れられているように，『ニヤーヤカリカー』のテキストは 1925 年に Ganganath Jha の編集により最初に出版され，同書全体を含むテキストとしては現在に至るまでそれが唯一の刊本となっている．丸井 [2014:373–381] に報告されるように，当該刊本は使用された写本に関する情報を欠き，Dezsö [2004:viii*17](= ĀḌ) によって刊本のマンガラ及び終結部に見られる欠落部分を含む詩節が写本によって訂正可能であることが示された．丸井 [2004:375–376] は *New Catalogus Catalogorum*, vol. 10 に “Nyāyakalikā by Gaṇeśa Bhaṭṭa” 及び “Nyāyakalikā or Ṣoḍaśapadārthatattva. ny. by Jayanta Bhaṭṭa” として挙げられる複数の写本のほか，Banaras Hindu University 所蔵の写本 1 本及び「パタンのジャイナ教文献資料センターである Hemachandra Jain Gyan Mandir に所蔵される古写本のカタログ」に翻刻されている写本 1 本の存在を報告しており，そのうち 6 つの写本を用いてテキストを訂正しつつ『ニヤーヤマンジャリー』との対応関係などを論じている．なお，Dezsö [2004] が用いている写本は先述の Banaras Hindu University 所蔵の写本にあたる．以上のような状況の中，新たな『ニヤーヤカリカー』の校訂テキストとして Kataoka [2013] が発表された．Kataoka [2013] の校訂範囲は『ニヤーヤカリカー』前半部すなわち〈マンガラ詩節から 16 原理中第 9 番目「確定」まで〉に相当する．校訂には 7 写本が用いられており，Dezsö [2004] が用いた写本や丸井 [2014:376] に「まだ一部を解読したにすぎないが，そのかぎりでは $_{MS}$B$_1$ が最も信頼度が高いように思われる」と言及される写本のほか，丸井 [2014] に報告されていない 3 写本が含まれる．

[2]綱要書という性格のためか，『ニヤーヤカリカー』の内容に詳細に立ち入って考察している先行研究は殆ど存在しないと言ってよい．『ニヤーヤカリカー』の先行研究の多くは著者問題に関するものである．丸井 [2014: 59–95] は著者自身の先行する研究を加筆したものであるが，『ニヤーヤカリカー』の著者問題を論じる先行研究（主として Gupta [1963]，Bhattacharya [1977] (In Pottter [1977])）の見取り図を示しつつ，真作説が有力であるとの自身の結論を導いている．また『ニヤーヤカリカー』の内容に立ち入った研究として，丸井 [2014:373–452] は『ニヤーヤカリカー』と『ニヤーヤマンジャリー』との内容比較を行っており，特に「証言」（śabda）に関する箇所については他学派の見解も引用しつつ詳細に論じている．一方，丸井 [2014] では参照されていないが，先述の通り Kataoka [2013] は『ニヤーヤカリカー』前半部に対する校訂研究であり，後半部についても校訂が進められている．それらの校訂研究に依拠しつつ，片岡 [2015a] は丸井 [2014] の著者問題に関する問題設定に疑問を呈し，『ニヤーヤカリカー』の著者は『ニヤーヤマンジャリー』の著者ジャヤンタとするほかないと結論付けている．

る内容を主とするのに対して，後半部の内容は議論学に関するものがその大半を占める．なお,『ニヤーヤカリカー』という著作の思想史上の位置付けとして，あくまで後半部の内容に限れば，以下の点が指摘されうる．

- 全体の構成は凡そ諸原理の定義及び分類，例示，加えて，諸原理が 16 原理中に別個に教示されている論拠の提示からなる．
- 論議・論諍・論詰の定義は『ニヤーヤスートラ』及び『ニヤーヤバーシュヤ』の文言を再構成し，簡略化・明瞭化したものである．
- 疑似的理由の分類は『ニヤーヤスートラ』と名称・列挙順ともに異なる．ジャヤンタの主著である『ニヤーヤマンジャリー』において両者の整合性が実証されるが，本書では特に言及されない．
- 各疑似的理由の下位区分として，先行するヴァーツヤーヤナやウッディヨータカラ等の注釈に見られないものが採用されているが，バーサルヴァジュニャほどの細分化は為されていない．また，下位分類を積極的に提示しない『ニヤーヤマンジャリー』に比して，同書で言及されない下位分類にも言及するなど傾向性の相違が見られる．なお，下位分類の項目に『ニヤーヤプラヴェーシャカ』などの文献との一致が見られる．
- 先行する注釈には見られない詭弁的論駁の定義が為される．各下位区分の具体的説明は『ニヤーヤバーシュヤ』を敷衍しているが，綱要書という性格のためか，各詭弁的論駁に対する具体的な返答法については述べられていない．内容上重複しうる複数の詭弁的論駁の下位区分について，「明示方法の違い」によって多数の詭弁的論駁があると論じている点には，ウッディヨータカラの所説との近似性がみられる．
- 『ニヤーヤカリカー』では明言されていないが，おそらくダルマキールティの批判が念頭に置かれた上で，他の敗北の根拠との内容重複が疑われる種々の敗北の根拠の独自性を主張する文言が見られる．

ニヤーヤ学派の 16 原理のうち，疑惑から敗北の根拠までの 14 原理は実際には正しい認識の手段と正しい認識の対象に含まれる．ニヤーヤ学派の論師はこの点に関して，14 原理が別個に述べられる根拠を示す必要があった.『ニヤーヤカリカー』の記述に基づいて，諸原理の個別的教示の根拠を整理すると以下のようになる．

項目	根拠
疑惑	疑惑は論理が働く必須条件である
目的	論理の発動は目的に基づいている
実例	実例は論理にとって［論証対象と論証因の本質的な］拘束［関係］（遍充）を把握する（遍充把握の）場所である
定説	定説は論理の拠り所である
論証支	五支からなる論証文＝他者のための推論は最高の論理である
推測	推測は対象浄化を通じて論理を後押しする
確定	確定は論理が停止する原因である
論議	論議において分析された論理は〈未だ理解されていないことの理解・既に決定されたことの承認・疑惑というもつれの緩み〉をもたらす
論諍・論詰	論諍・論詰は真実の決定を守るために役立つ
疑似的理由	疑似的理由は論理の識別をもたらすことで論議における項目の浄化を行う
曲解・詭弁的論駁・敗北の根拠	真実の決定を守るためのものである．… 曲解・詭弁的論駁・敗北の根拠が何であるかに通じる者は，自分の文章においてそれらを回避しつつ，他者が用いたそれらを正すことで，望むがままに論証対象の立証を手に入れる

ヴァーツヤーヤナも同様の問題意識から各項目の個別的教示の根拠を示しているが，ジャヤンタは『ニヤーヤカリカー』において論理（nyāya）を基軸とした説明を行っている．彼は本書で「論理」（nyāya）の意味内容を説明しないが，『ニヤーヤマンジャリー』の冒頭では「論理」を「ヴェーダの正当性の立証」に資する〈知覚と証言に基づく推論〉として位置付けている（Cf. 片岡 [2008]）．なお，疑惑から論議までが「論理」との直接的な関わりに基づいて正当化される一方で，論諍・論詰・曲解・詭弁的論駁・敗北の根拠については「真実の決定を守ること」に資するものとして正当化されている．ただし，疑似的理由は，敗北の根拠の一部でありながら，「論理」と関連するものとして特殊な位置付けが為されている．この記述は，敗北の根拠に含まれる疑似的理由が別個に述べられていることを正当化する機能も果たしている．

なお，『ニヤーヤカリカー』の入門書的性格とその著述スタイルに関しては，ジャヤンタ自身が結部の詩偈（§ 17）において明確に言及している．事実，彼は「曲解」や「詭弁的論駁」の説明に際して，全ての下位区分に共通する対処法を提示するに留まっており，個別

の項目の欠陥や解決法については言及していない．これらは『ニヤーヤマンジャリー』で詳細に語られる．なお,『ニヤーヤカリカー』という著作はジャイナ教の伝統において重要視された可能性がある[3]．

科段（シノプシス）

10 論議／対話

11 論諍／言い争い

12 論詰／詰問

13 疑似的理由

13.1 成立していない理由

13.1.1 両者にとって成立していない理由

13.1.2 いずれか一方にとって成立していない理由

13.1.3 疑わしいがゆえに成立していない理由

13.1.4 部分的に成立していない理由

13.1.5 拠り所が成立していない理由

13.2 矛盾する理由

13.3 一つの終わりを持たない理由

13.3.1 同類と異類に共通し，一つの終わりを持たない理由

13.3.2 同類と異類に共通せず，一つの終わりを持たない理由

13.3.3 引き起こさない理由

13.3.4 矛盾する理由から逸脱しない理由

13.4 時宜を逸して示された理由

13.5 論題と同じ理由

13.6 小結

14 曲解

14.1 別個に教示する目的

14.2 曲解の定義的特質

14.3 曲解の下位区分

[3]例えば，ヘーマチャンドラ著『プラマーナミーマーンサー』（*Pramāṇamīmāṃsā*）における「曲解」「詭弁的論駁」「敗北の根拠」に関する説明のほとんどは『ニヤーヤカリカー』と一致している．

14.3.1 言語に関する曲解
14.3.2 共通性をきっかけとする曲解
14.3.3 転義的用法に対する曲解
14.4 対処法
15 詭弁的論駁
15.1 詭弁的論駁の定義的特質
15.2 詭弁的論駁の下位区分
15.2.1 同質性による対等な詭弁的論駁
15.2.2 異質性による対等な詭弁的論駁
15.2.3–4 持ってくることによる対等な詭弁的論駁・引っ張り出すことによる対等な詭弁的論駁
15.2.5–6 説明されるべきものによる対等な詭弁的論駁・説明される必要のないものによる対等な詭弁的論駁
15.2.7 任意選択による対等な詭弁的論駁
15.2.8 論証対象による対等な詭弁的論駁
15.2.9–10 到達による対等な詭弁的論駁・未到達による対等な詭弁的論駁
15.2.11 付随するものによる対等な詭弁的論駁
15.2.12 反例による対等な詭弁的論駁
15.2.13 未生起による対等な詭弁的論駁
15.2.14 疑惑による対等な詭弁的論駁
15.2.15 論題による対等な詭弁的論駁
15.2.16 理由の非存在による対等な詭弁的論駁
15.2.17 意味上の帰結による対等な詭弁的論駁
15.2.18 無区別による対等な詭弁的論駁
15.2.19 当てはまりによる対等な詭弁的論駁
15.2.20 把捉による対等な詭弁的論駁
15.2.21 無把捉による対等な詭弁的論駁
15.2.22 常住なものによる対等な詭弁的論駁
15.2.23 無常なものによる対等な詭弁的論駁
15.2.24 結果による対等な詭弁的論駁
15.3 小結
16 敗北の根拠

16.1 敗北の根拠の定義的特質
16.2 敗北の根拠の下位区分
16.3 個別の定義的特質
16.3.1 提題の破棄
16.3.2 別の提題
16.3.3 提題の矛盾
16.3.4 提題の放棄
16.3.5 別の理由
16.3.6 別の事柄
16.3.7 意味を持たないもの
16.3.8 意味が理解されないもの
16.3.9 意味が離れたもの
16.3.10 時宜を得ないもの
16.3.11 不足しているもの
16.3.12 余分なもの
16.3.13 再言
16.3.13.1 再言の下位区分
16.3.13.2 二種であることの説明
16.3.13.3 再言及の除外
16.3.13.4 意味上帰結したものの再言
16.3.14 復唱できないこと
16.3.15 無知
16.3.16 思いつかず
16.3.17 投げ出し
16.3.18 見解の承認
16.3.19 批判されるべき者の看過
16.3.20 批判されるべきでない者への批判
16.3.21 定説を離れたもの
16.3.22 疑似的理由
16.4 小結
17 結部

略号および参照文献

片岡・須藤 [2021] を参照．本稿で新たに参照した資料については以下の通りである．

Gupta, Brahmānanda

1963 *Die Wahrnehmungslehre in der Nyāyamañjarī.* Beiträge zur Sprach- und Kulturgeschichte Des Orients, 16. Walldorf-Hessen: Verlag für Orientkunde.

Ikari, Yasuke（井狩　弥介） & Watase, Nobuyuki（渡瀬　信之）

2002 『ヤージュニャヴァルキヤ法典』東洋文庫 698, 東京都, 平凡社.

Jhā, Gangānātha

1983 *The Nyāyasūtras of Gautama with Vātsyāyana's Bhāṣya and Uddyotakara's Vārttika.* vol. IV, Indian Thought Series, 13, rep. Rinsen Book, Kyoto, 1919; 1983.

Kang, Sung Yong

2009 "What does *–sama* mean? On the uniform ending of the names of the *jāti*-s in the *Nyāyasūtra*." *Journal of Indian Philosophy*, 37 (1): 75–96.

Kataoka, Kei（片岡　啓）

2014 「インド哲学における反証可能性の議論」,『南アジア古典学』9, 259–290.

Kitagawa, Hidenori（北川　秀則）

1965 『インド古典論理学の研究—陳那（Dignāga）の体系—』東京, 鈴木学術財団.

Matilal, Bimal Krishna

1998 *The Character of Logic in India.* ed. Jonardon Ganeri and Heerman Tiwari. Albany: State University of New York Press.

Miyasaka, Yusho（宮坂　宥勝）

1956 『ニャーヤ・バーシュヤの論理學—印度古典論理學—』東京, 山喜房佛書林.

Okazaki, Yasuhiro（岡崎　康浩）

2005 『ウッドヨータカラの論理学—仏教論理学との相克とその到達点』京都, 平楽寺書店.

Ono, Motoi（小野　基）

1987 「ダルマキールティの疑似論証因説」『仏教学』21: 1–21(L).

1999 “Dharmakīrti on asādhāraṇānaikāntika.” In *Dharmakīrti’s Thought and Its Impact on Indian and Tibetan Philosophy: Proceedings of the Dharmakīrti Conference Hiroshima, November 4-6,1997*, ed. Shoryu Katsura, 301–315. Wien: Verlag der Österreichischen Akademie der Wissenschaften.

2010 「相違決定（viruddhāvyabhicārin）をめぐって」『インド論理学研究：松本史朗教授還暦記念号』1: 125–143.

2016 「過類（jāti）をめぐって—ディグナーガに至る vāda の伝統の解明への一視点—」小野基代表（共著：室屋安孝・渡辺俊和）『印度学仏教学研究』64 (2): 769–768(L).

2017 「Vādavidhi の誤難論とディグナーガの批判」『インド論理学研究』10: 43–92.

2019 「中観派における過類（*jāti*）」『印度学仏教学研究』67 (2): 134–141(L).

Ono, Takuya（小野　卓也）

2002 「推理は推理を排撃するか」『仏教文化研究論集』6: 3–16.

2004a 「Nyāyapariśiṣṭa について—インド古典討論術の伝統—」『曹洞宗研究員研究紀要』34: 209–230.

2004b “Development of False Rejoinder (jāti) in Indian Controversial Tradition.” *Proceedings of the 2nd Tokyo Conference on Argumentation and Social Cognition*: 188–193.

2006 「Nyāyapariśiṣṭa について（3）—討論の格率—」『曹洞宗研究員研究紀要』36: 101–121.

2008 「Nyāyapariśiṣṭa について（2）—詭弁の諸相—」『仏教文化研究論集』12: 3–25.

2011 「六主張論議と審判・会衆の役割」『印度学仏教学研究』59 (2): 225–229.

2017 「インド古典討論術研究—ウダヤナ『ニヤーヤ・パリシシュタ』における詭弁と敗北の場合—」PhD diss., 東京大学.（機関リポジトリにて全文公開）

Potter, Karl. H.

1977 *Encyclopedia of Indian Philosophies Vol. II: Indian Metaphysics and Epistemology: The Tradition of Nyāya-Vaiśeṣika Up to Gaṅgeśa.* ed. Karl H. Potter & Sibajiban Bhattacharyya. Delhi: Motilal Banarsidass & Princeton, N. J.: Princeton University Press.

Sasaki, Ryo（佐々木　亮）

2012b 「ダルマキールティの nigrahasthāna 解釈（１）」『久遠—研究論文集』3: 69–90.

2013 「ダルマキールティの nigrahasthāna 解釈（２）」『久遠—研究論文集』4: 55–75.

2014 「ダルマキールティによる討論思想の体系化—Vādanyāya におけるニヤーヤ学説の批判と受容—」『南アジア古典学』9: 319–370.

2016 “Jayanta’s Objection to Dharmakīrti’s Criticism of the pratijñāhāni of the Nyāya School.” *Journal of Indian and Buddhist Studies*（印度学仏教学研究）, 64 (3): 51–57.

2020 “Dharmakīrti’s *Vādanyāya* and the History of Conceptions of Debate in Indian Logic.” *Reverberations of Dharmakīrti’s Philosophy: Proceedings of the Fifth International Dharmakīrti Conference Heidelberg August 26 to 30, 2014*: 391–410.

Sudo, Ryushin（須藤　龍真）

2017 「ジャヤンタの疑似論証因における aprayojaka」『印度学仏教学研究』66 (1): 476–479.

2018 「第六の疑似的理由とは何か—aprayojaka を巡って—」『南アジア古典学』 13: 281–320.

2019 「ニヤーヤ学派における「曲解」（chala）概念の変遷」『南アジア古典学』 14: 293–322.

2020a “The Structure of *Jāti* in Bhaṭṭajayanta’s *Nyāyamañjarī*.” *Journal of Indian and Buddhist Studies*（印度学仏教学研究）, 68 (3): 1147–1150.

2020b 「『ニヤーヤマンジャリー』における「論題と同じ理由」の「他の実例」 — itaratadviparītavinirmuktatva を巡って—」『南アジア古典学』 15: 229–256.

2021 “Restriction of *Nigrahasthāna* in the Argumentation Theory of *Nyāya*” *Journal of Indian and Buddhist Studies*（印度学仏教学研究）, 69 (3): 23–28.

Tani, Tadashi（谷　貞志）

1987 “Dharmakīrti’s Interpretation of Antinomic Indicators (Viruddhāvyabhicārin).” *Journal of Indian and Buddhist Studies* 印度学仏教学, 36 (1): 1–10.

Watanabe, Toshikazu（渡辺　俊和）

2010 “Dharmakīrti on False Rejoinders (*jāti*).” *Journal of Indian and Buddhist Studies*（印度学仏教学研究）, 58 (3): 119-124.

2017 「nyūna および jāti に関するディグナーガの見解—その変遷と背景について—」『インド論理学研究』10: 141–166.

Yamakami, Shodo（山上　證道）, Takenaka, Tomoyasu（竹中　智泰）, Kuroda, Hiroshi（黒田　泰司）, Akamatsu, Akihiko（赤松　明彦）

1983 「Ślokavārttika, anumāna 章の研究（I）— 和訳と解説 —」『インド思想史研究』2: 1–35.

1985a 「Ślokavārttika, anumāna 章の研究（II）— 和訳と解説 —」『インド思想史研究』3: 13–51.

1985b 「Ślokavārttika, anumāna 章の研究（III）— 和訳と解説 —」『インド思想史研究』4: 9–52.

10 論議／対話（vāda）

論議とは，欲望を離れた二人の間にあり[4]，主張と対立主張を採用することを前提とし，正しい認識の手段と推測[5] を前提とする論証と［論証の］論難の適用の際に［為され］，一方の主張の確定を結末とする，文の集合である[6]．

その［論議］において分析されることで，論理は〈未だ理解されていないことの理解・既に決定されたことの承認・疑惑というもつれの緩み〉をもたらす[7]．というわけで，論議が

[4]ニヤーヤ学派において論議・論諍・論詰の 3 種はしばしば「議論」（kathā）という上位カテゴリーの下位分類として扱われる．その際，「欲望を離れた者達の議論」（vītarāgakathā）と「勝利を望む者達の議論」（vijigīṣukathā）という議論従事者の特徴に依拠した分類も為される．ジャヤンタもまた『ニヤーヤマンジャリー』において論議と論諍の本質（svarūpa）として同じ分類に言及している．なお，『ニヤーヤスートラ』においても，「妬みのない者」との「対話」及び「競争的な議論」の 2 種が対比的に言及されている．インドにおける議論形態の分類に関しては岡崎 [2005:314*492] などを参照．

「欲望を離れた者」の具体的内容として，ジャヤンタは『ニヤーヤマンジャリー』において「［実在の］確定という果報を望む学生や同学の者や師」と説明しているが，これは『ニヤーヤスートラ』において「対話」（saṃvāda）の相手として推奨される人物像と合致する．

[5]この定義に含まれる「正しい認識の手段と推測」という語は『ニヤーヤスートラ』に由来する語句であるが，その解釈については注釈者の間で見解が分かれる．ジャヤンタもまた『ニヤーヤマンジャリー』において，先行見解を批判しつつ詳細な議論を展開している．彼は，「正しい認識の手段」を五支分と関連付けるヴァーツヤーヤナの見解（Cf. 岡崎 [2005:13–25]）に触れながら，結論として，論議において「正しい認識の手段」と「推測」が用いられることで論者の「心の清浄さ」や「汚れなき意図」が示されるため，論議と論諍とを区別するために必要な定義であると解釈する．

[6]ここでの定義は凡そ『ニヤーヤスートラ』の論議定義（NS 1.2.1）と同書冒頭偈に対するヴァーツヤーヤナ註（NBh ad NS 1.1.1）の文言を繋ぎ合わせたものである．なお，ジャヤンタはここで「定説に矛盾しない」（siddhāntāviruddha）「五支分をそなえている」（pañcāvayavopapanna）というスートラ定義を採用していない．両定義句は，敗北の根拠の適用が原則的に禁止される論議における敗北の根拠の適用範囲を示す文言として注釈者によって解釈されるものである．ジャヤンタは『ニヤーヤマンジャリー』において，敗北の根拠の数を限定するものとして両定義句を解釈する先行見解（≒ヴァーツヤーヤナ，ウッディヨータカラ）を批判し，「項目の整理／実在の浄化（vastupariśuddhi）に資するものは何であれ全て適用されるに値する」という拡張的な主張を提示している．このような背景から，彼は『ニヤーヤカリカー』において，論争の的となる両定義句を意図的に採用しなかったのではないかと推察される．ニヤーヤ学派における論議と敗北の根拠との関係については Sudo [2021] を参照．

[7]ここで説かれている 3 種は，ヴァーツヤーヤナが『ニヤーヤバーシュヤ』において「対話」の目的である「知恵の成熟」（prajñāparipāka）として言及したものと内容上一致する．NBh ad NS 4.2.47, p. 280: tadvidyaiś ca saha saṃvāda iti prajñāparipākārtham / paripākas tu saṃśayacchedanam avijñātārthabodho ’dhyavasitābhyanujñānam iti /（「また，それを知る人達との対話がある」というのは知恵の成熟を目的としている．成熟というのは〈疑惑の断絶・未理解の事柄の理解・既に確定されたことの承認〉という［意味である］.）

［16 原理中に］別個に教示されている．

11　論諍／言い争い（jalpa）

論諍とは，同じその[8] 主張と対立主張の採用が勝利への望み[9] によって引き起こされ，曲解（§ 14）・詭弁的論駁（§ 15）・敗北の根拠（§ 16）の使用が多く為されるものである[10]．

12　論詰／詰問（vitaṇḍā）

自身の主張の論証の陳述を欠く場合には論諍がそのまま論詰となる．

以上のこの論諍と論詰とは真実の決定を守るために役立つ — 「種子の発芽を守るための棘のある枝の覆いのように」（*Nyāyasūtra* 4.2.50）と［言われているように］[11]．ある場合には，その［論諍と論詰］によって虚無論者（nāstika）が排除されるから．その［虚無論者］が排除されないと，弟子達にとって真実に関する知への信頼の緩みが生じるかもしれない[12]．というわけで，論諍と論詰に関する教示がある．

---

[8] ここでは “sa eva pakṣapratipakṣaparigrahaḥ” を「同じその主張と対立主張の採用が〜」と訳出したが，「同じその［論議］であり，主張と対立証の採用が〜」というように区別することも可能である．後者の解釈を採用しうる根拠として，『ニヤーヤスートラ』において論諍が「述べられた通りの［論議の特徴］をそなえている」（yathoktopapanna）と定義されていることが挙げられる．このスートラ定義を巡っては，同語が定義として採用されることによって論議と論諍とが無区別となるという主旨の反論があったことがウッディヨータカラ等による言及から知られている（Cf. 岡崎 [2005:366–370]）．この点に関してジャヤンタは，論議の文脈で含意された意味内容（心の清浄さなど）がそのまま援用されるわけではないので，スートラの表現に問題はないという理解を示している．これゆえ，以上の議論を考慮すれば，ここでの「同じそれ」という語は「論議」を指すと解釈することも可能であろう．しかし，本書が初学者向けの綱要書として執筆されていることを鑑み，むしろそのような誤解を避けるために，含意如何を問わずに論議と論諍とに共通する「主張と対立主張を採用すること」という定義が強調されていると理解し，ここでは本文の通り訳出した．

[9] 脚注 4 を参照．

[10] 議論において曲解等の反則的な討論術の使用を承認すべきか否かについては，ニヤーヤ学派内外の論師によって様々な立場が表明される．例えば，ウッディヨータカラは真実を知ろうとする者（＝ニヤーヤ学派の者）が曲解等を用いることに否定的な立場をとり，また，ダルマキールティはおそらくニヤーヤ学派を念頭に曲解等を用いる議論形態を批判している．一方，ジャヤンタは，詭弁的論駁の項（§ 15）において述べられるように，特定の場合に限ってはニヤーヤ学派の者であっても積極的に曲解等を用いることを推奨している．

[11] ここで引用されている『ニヤーヤスートラ』の文言は，解脱のための論書に相応しくないと思われる論諍・論詰の教示を正当化するために後代の注釈家によって必ずといってよいほど引用されるものである．Sasaki [2020] などを参照．

[12] このような状況はジャヤンタ自身によって『ニヤーヤマンジャリー』において具体的に描出されている．例えば，次の言及を参照．「ニヤーヤ学者として高名なこの我々の師が，今日やってきた他の賢者によって打ち負かされた．そのことを聞くと，他の人達も正しい道への信頼が緩むので，すぐに他ならぬその［師］に従わなくなるであろう．それゆえ，実に低俗な方法によって打ち負かされた状態へとその雄弁野郎は議場において導かれるべきである．」（NM II 602）

13　疑似的理由（hetvābhāsa）

理由ではないものが理由のように現れているもの（ābhāsamāna）が疑似的理由である[13]．理由にある「主題の属性であること」などの五つの定義的特質は既に述べた[14]．それら［五つの定義的特質］がそれぞれ欠けた場合に，［理由は］（1）成立していない［理由］，（2）矛盾する［理由］，（3）一つの終わりを持たない［理由］，（4）時宜を逸して示された［理由］，（5）論題と同じ［理由］，という五つの疑似的理由となる[15]．

13.1　成立していない理由（asiddha）

そのうち，「主題の属性であること」（§ 1.3.2.2.1.1）を持たない［理由は］「成立していない［理由］」となる．例えば，「音声は無常である．視覚器官の対象であることから」と．また，当該のその［成立していない理由］は無数の類型を持つ[16]．

---

[13] ここでの疑似的理由（hetvābhāsa）の語義解釈はヴァーツヤーヤナ解釈を踏襲したものと思われる．Cf. NBh ad NS 1.2.4, p. 42: hetulakṣaṇābhāvād ahetavo hetuvad* ābhāsamānāḥ / * hetuvad] J; hetusāmānyād dhetuvad Ed.

[14]（1）主題の属性であること，（2）同類にあること，（3）異類からの排除，（4）排撃されていない［推論］対象を持つこと，（5）対立主張を持たないこと，の五つである．片岡・須藤 [2021] § 1.3.2.2 を参照．

[15]『ニヤーヤスートラ』は疑似的理由として「逸脱をともなうもの」（savyabhicāra），「矛盾するもの」（viruddha），「論題と同じもの」（prakaraṇasama），「論証対象と同じもの」（sādhyasama），「時宜を逸したもの」（kālātīta）の順に 5 種を列挙している．『ニヤーヤスートラ』と『ニヤーヤカリカー』のうち，異なる術語が用いられているものを比較すると，「一つの終わりを持たないもの」（anaikāntika）と「逸脱をともなうもの」（savyabhicāra），また，「時宜を逸して示されたもの」（kālātyayāpadiṣṭa）と「時宜を逸したもの」（kālātīta）はそれぞれ定義項（lakṣaṇa）と被定義項（lakṣya）が逆転したものであり，「論証対象と同じもの」（sādhyasama）も内容上「成立していないもの」（asiddha）と対応している．ジャヤンタは『ニヤーヤマンジャリー』において，列挙順の制約はないためスートラの列挙順で問題ないと断った上で，『ニヤーヤカリカー』と同じ列挙順についても言及している．ここでの列挙順は明らかに仏教徒による正しい理由の条件（＝因の三相）及びそれに対応する三つの疑似的理由—不成因（asiddha），不定因（anaikāntika），相違因（viruddha）—を意識したものであり，当時の最新の論理学説と伝統的なニヤーヤ学派の 5 種の疑似的理由とを架橋する試みが為されていると考えられる．

なお，「それぞれ欠けた場合に」と説明されているが，「矛盾する理由」の場合には「同類にあること」と「異類から排除されていること」という二つの正しい理由の条件が欠如している．『ニヤーヤマンジャリー』ではこのような複数の条件を欠いている場合の下位区分の数や名称に関する問題が議論されている（Cf. NM II 604–605; 612.）．

[16] ジャヤンタは『ニヤーヤマンジャリー』において，ミーマーンサー学派のクマーリラの所説を想起させる，無知・疑惑・錯誤に基づく種々の「成立していない理由」の分類に言及した上で，「様相の区別の実例を述べることは些細な目的しか持たない」と結論付ける．一方，『ニヤーヤカリカー』における「成立していない理由」の分類は『ニヤーヤマンジャリー』に見られるものとは一致せず，むしろディグナーガやシャンカラスヴァーミン，ダルマキールティによる分類との共通点が多く見られる．また，下位区分を設けることへの批判は見られない．両著作におけるジャヤンタの著述態度の相違についてはより総合的な視点から検討される必要があると思われる．

13.1.1　両者にとって成立していない理由（ubhayāsiddha）

「［論者と対論者の］両者にとって成立していない［理由］」は上記のものである[17]．

13.1.2　いずれか一方にとって成立していない理由（anyatarāsiddha）

「［論者と対論者のうち］いずれか一方にとって成立していない［理由］」とは，例えば，［音声がつくられたものであることを認めない］ミーマーンサー学派の者に対して，［音声がつくられたものであることを認める立場から］「音声は無常である．つくられたものであることから」というものである．また，この［いずれか一方にとって成立していない理由］はある間だけ疑似的理由であるのだが，論者によって論証されたならば［正しい］理由となり，一方，［論者によって］論証されえなかったならば他ならぬ「両者にとって成立していない［理由］」となる[18]．

---

[17]「両者にとって不成立な理由」が議論の文脈に由来する理由の誤謬であることはその名称からも明白であろう．音声／言葉（śabda）は聴覚器官によってとらえられるものであって，視覚器官の対象でないことは論者と対論者のどちらにとっても成立していない．これを図示すると以下のようになる．

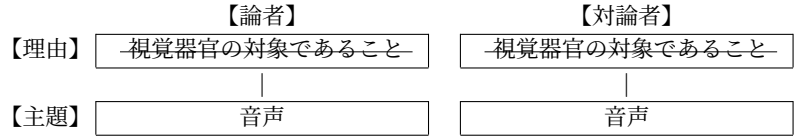

「成立していない理由」の場合，「主題の属性であること」の欠如が問題となる．ここでの「主題」は厳密には〈論証が望まれている属性に限定された基体〉（ex. 無常性に限定された音声）であるが，図中では基体の名称のみを「主題」として示していることに留意されたい．以後，疑似的理由の理解に資すると思われる範囲で，可能な限りその論理構造を図示することとする．

[18]ニヤーヤ学派や仏教徒が正しい論証式として認める論証例の代表に「つくられたものであること」（kṛtakatva）に基づく音声（śabda）の無常性の論証がある．他方，ヴェーダ作者を認めないミーマーンサー学派は，音声（g, au, ḷなどの音素）がつくられたものであることを承認しない．これゆえ，ニヤーヤ学派の論者とミーマーンサー学派の対論者との間の議論においては，同じ音声という主題に対して「つくられたものであること」という属性が一方の立場では成立し，他方の立場では成立しないこととなる．

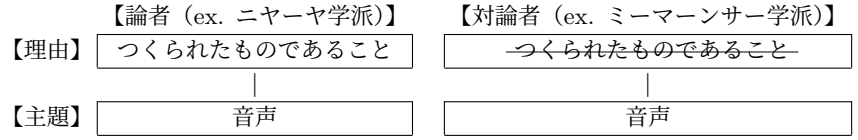

しかしながら，同じ主題に対して矛盾する二つの属性が同時に存在することはありえない．このことは，後述する「矛盾するものから逸脱しない理由」や「論題と同じ理由」などの議論においても言及される基本原則である．これゆえ，「いずれか一方にとって成立していない理由」は，「ある間だけ」すなわち議論の最中に限り，一時的に存在しうる理由の誤謬であって，客観的にはいずれか一方は正しい理由となり，他方は「両者にとって成立していない理由」となるとされる．

13.1.3　疑わしいがゆえに成立していない理由（saṃdigdhāsiddha）

「疑わしいがゆえに成立していない［理由］」とは，例えば「この地点は火を持つ．もや等かもしれないと疑われた煙を持つことから」というものである[19]．

13.1.4　部分的に成立していない理由（bhāgāsiddha）

「部分的に成立していない［理由］」とは，例えば，「諸原子は無常である．香を有するものであることから」というものである[20]．

13.1.5　拠り所が成立していない理由（āśrayāsiddha）

一方，「拠り所が成立していない［理由］」とは，存在していない基体に対して理由が適用されているものである．例えば，「石女の息子は威儀正しい．ヴェーダ学習を身につけていることから」というものである[21]．

---

[19] この下位区分は『ニヤーヤマンジャリー』では言及されない．論証において採用される理由がそもそも論者にとって疑わしいものであれば，当然主題の上に成立しているとは言えない，という主旨であると思われる．

【理由】 もや等かもしれないと疑われた煙を持つこと

【主題】 この地点

なお，同じ名称の下位区分は『ニヤーヤプラヴェーシャカ』や『ニヤーヤビンドゥ』などの仏教徒の著作にしばしば見られる．

[20] ここで「諸原子」という言葉で言われているものは，具体的には地・水・火・風の四元素である（Cf. NM II 560）．理由である「香りを有するものであること」（＝有香性）は地原子に独自の属性であって，四元素全てに成立している理由ではない．これゆえ，有香性は「部分的に成立していない理由」となる．

【理由】	有香性	~~有香性~~		
【主題】（＝諸原子）	地	水	火	風

ウッディヨータカラもまた論証対象の一部における理由の成立・不成立の問題を扱ってはいるが，「成立していない理由」の独立の下位区分としては言及していない．一方，バーサルヴァジュニャはジャヤンタと同様にこの疑似的理由に言及しているが，異なる具体例を挙げている．また，ヴァーチャスパティミシュラ等に言及される類似概念として「一部において成立していない理由」（ekadeśāsiddha）がある．

[21] 理由が帰属する先である主題それ自体が客観的に存在しえないものである場合には「拠り所が成立していない理由」として理由の誤謬となる．「ヴェーダ学習を身につけていること」（śrutādhyayanasaṃpanna）という訳語については，井狩・渡瀬 [2002] における同語の和訳（*Yājñavalkyasmṛti* 2.2）を参照した．

【理由】 ヴェーダ学習を身につけていること

【主題】 ~~石女の息子~~

13.2　矛盾する理由（viruddha）

同類に存在せず，異類における排除すら持たないもの，そのような［理由］は論証対象と逆のものを論証するので，矛盾する［理由］となる．例えば，「これは馬である．角を有するものであることから」というものである[22]．

[22]以後，疑似的理由の論理構造を視覚的に分かりやすく示すために，北川 [1965:27ff] に示される図式を借用・改変したものを用いて，理由が主題・同類・異類に存在する領域を描出する．基本となる図式は以下の通りである．（S = 論証されるべき属性（sādhya），H = 理由（hetu））

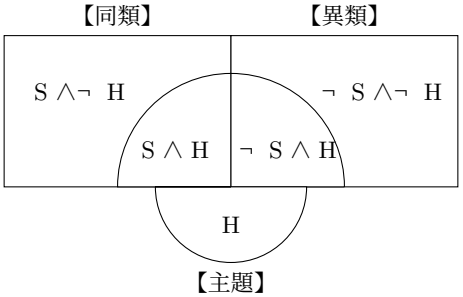

線で囲まれた領域（＝主題・同類・異類）は「全宇宙」（北川 [1965:29]）をあらわすものである．各領域の説明については北川 [1965] を参照されたい．このうち，下に突き出た半円形内が「主題」の領域となる．ジャヤンタが『ニヤーヤマンジャリー』において詳述するように，主題は客観的には同類（＝論証されるべき属性を持つもの）あるいは異類（＝論証されるべき属性を持たないもの）のいずれかに含まれることとなるが，論証／議論の間だけ主観的な疑惑状態という在り方を持つものとして存在しうるとされる．また，〈論証されるべき属性を有し，かつ，理由の属性を持つ同類〉（S ∧ H）が「同喩例」（sādharmyadṛṣṭānta），〈論証されるべき属性を持たず，かつ，理由の属性を持たない異類〉（¬ S ∧¬ H）が「異喩例」（vaidharmyadṛṣṭānta）と呼ばれる．

以上の図式をもとに，因の三相をそなえた正しい理由を図示すると以下のようになる．

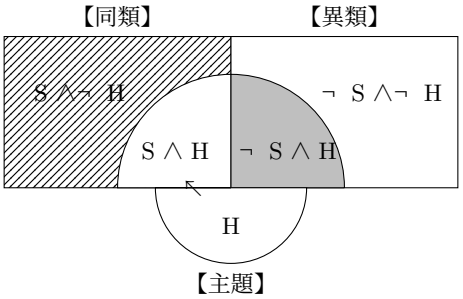

本稿における図式の塗り分けの基準は次の通りである．塗りつぶされていない（＝白塗り）領域は存在領域をあらわす．灰色で塗りつぶされた領域は空集合をあらわす．斜線の領域は空集合であるか否か任意に定まることをあらわす．なお，本稿での塗り分け方法は，斜線の領域を空集合として扱う北川 [1965] を踏襲していないため注意されたい（Cf. 北川 [1965:48]）．また，ヴェン図を用いた図式化の例としては桂 [2021] などがある．

上図において，主題の領域は理由が〈主題の属性であること〉を満たす以上，存在する．また，理由が〈同類にあること〉を満たす以上，同喩例の領域は必ず存在し，問題となっている論証対象と論証手段の属性の具体的内容に応じて，左上の領域が空集合であるか否かが任意に定まる．一方，理由が〈異類からの排除〉を満たす以上，~~異喩例~~の領域は必ず空集合となる．ただし，異類全体が空集合

右下（¬S∧H）

論証対象と逆のものを論証するものであることこそが理由が矛盾する［理由］たること

となる場合には，「異類」そのものが存在しないこととなり，因の三相のうち「異類からの排除」を満たすことが不可能となるため，¬ S ∧¬ H の領域は必ず存在しなければならないとされる．この場合，主題に関して理由が論証されるべき属性を論証することになるため，結果的に主題は同類（同喩例）の領域に含まれることとなる．このことを矢印で示した．

もし下図のように，異類全てが空集合となる場合には，ジャヤンタの立場において，その理由は「肯定的随伴のみを持つ理由」（kevalānvayin）という誤った理由となる（Cf. § 7.2.2.2.3）．ただし，同類・異類のすべてが空集合となる場合には，主題に「全て」が含まれることとなり，特殊な位置付けが為される（Cf. 桂 [2021: 305–306]）．また，同類の集合のうち，同喩例の領域（S ∧ H）のみが空集合となる場合は，「同類と異類に共通せず，一つの終わりを持たない理由」に相当すると思われる（Cf. 桂 [2021: 300]）．

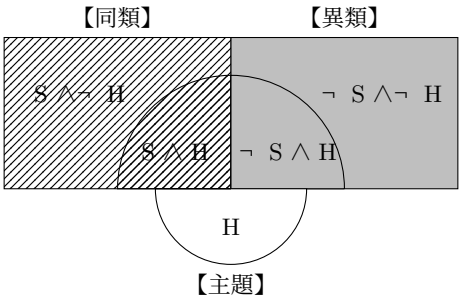

なお，片岡・須藤 [2021] § 7.2.2.2.4 で述べたように，同類が空集合となる「否定的随伴のみを持つ理由」が一部の内容に関してはジャヤンタによって正しい理由とされている点については留意されたい．

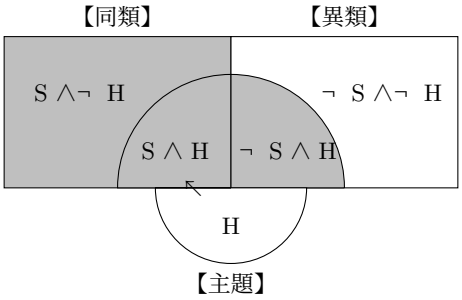

本稿で用いる図式の概説は以上の通りである．いま，「矛盾する理由」は理由の属性を持つ同類が存在せず（＝空集合），また，異類から排除されていない（異類の全体あるいは一部に帰属）ため，以下のように図式化しうる．

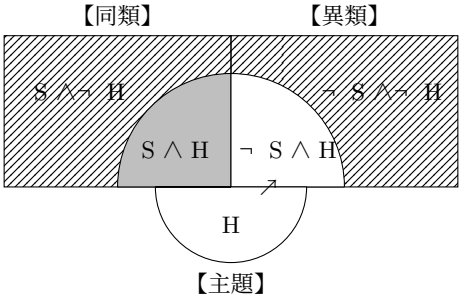

であって，［論証対象の］下位の特殊性と逆のものを論証するものであることではない．このように認められる場合には，全ての推論の断絶が付随してしまうから．山にある煙ですら，竈で理解された下位の特殊性（＝火の小ささ）と逆のもの（＝大きな火）を論証するものでないことはない[23]．

13.3　一つの終わりを持たない理由（anaikāntika）

異類から排除されておらず，主題と同類とに存在している理由は，逸脱していることから[24]，「一つの終わりを持たない［理由］」となる．例えば，「音声は常住である．正しい認識の対象であることから」というものである．
or 無常

13.3.1　同類と異類に共通し，一つの終わりを持たない理由（sādhāraṇānaikāntika）

また，「当該のその「［同類にも異類にも］共通し，一つの終わりを持たない［理由］」は 4 種である．［すなわち，］（a）同類の一部にあり異類を遍満しているもの，（b）異類の一部にあり同類を遍満しているもの，（c）両類の一部にあるもの，（d）両類を遍満しているものである[25]」というように類型の区分を説くことは無駄である．「共通していること」に変

また，具体例の内容を図示すると以下のようになる．

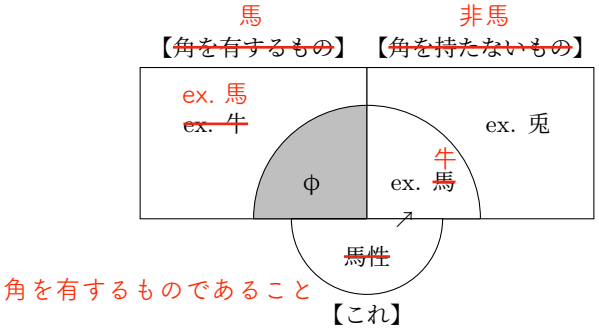

[23]「下位の特殊性と矛盾するもの」（viśeṣaviruddha）が疑似的理由となりえないことはジャヤンタ自身『ニヤーヤマンジャリー』において詳細に論じているところである．とりわけ，主宰神論証を巡る議論においては，クマーリラによるニヤーヤ学派批判の一部として組み込まれており，ジャヤンタの批判の矛先がクマーリラに向けられていたことが想定される（Cf. 片岡 [2009a:55–56][2010:35–36]）．事実，山上他 [1985a:38ff] にまとめられているように，クマーリラは「矛盾する理由」を〈基体・属性・基体と属性〉それ自体（svarūpa）あるいはその下位の特殊性（viśeṣa）との矛盾という観点から六つに分類している．なお，同様の下位区分はディグナーガなどの著作にも見られる．

[24]「逸脱していること」（savyabhicāritva）という表現は，「一つの終わりを持たない理由」が『ニヤーヤスートラ』における同内容の列挙項目である「逸脱するもの」（savyabhicāra）とパラレルな関係であることを明示するためのものであろう．

[25]（a）～（d）の 4 種を図示すると以下のようになる．（左上→右上→左下→右下の順．）

わりないから[26].

13.3.2　同類と異類に共通せず，一つの終わりを持たない理由（asādhāraṇānaikāntika）

一方,「地は常住である．香を有することから」という［同類にも異類にも］共通しないもの（＝「不共不定因」）は一つの終わりを持たない［理由］とはならない．［一つの終わりを持たない理由の定義的特質である］「異類にあること」がないから[27]．

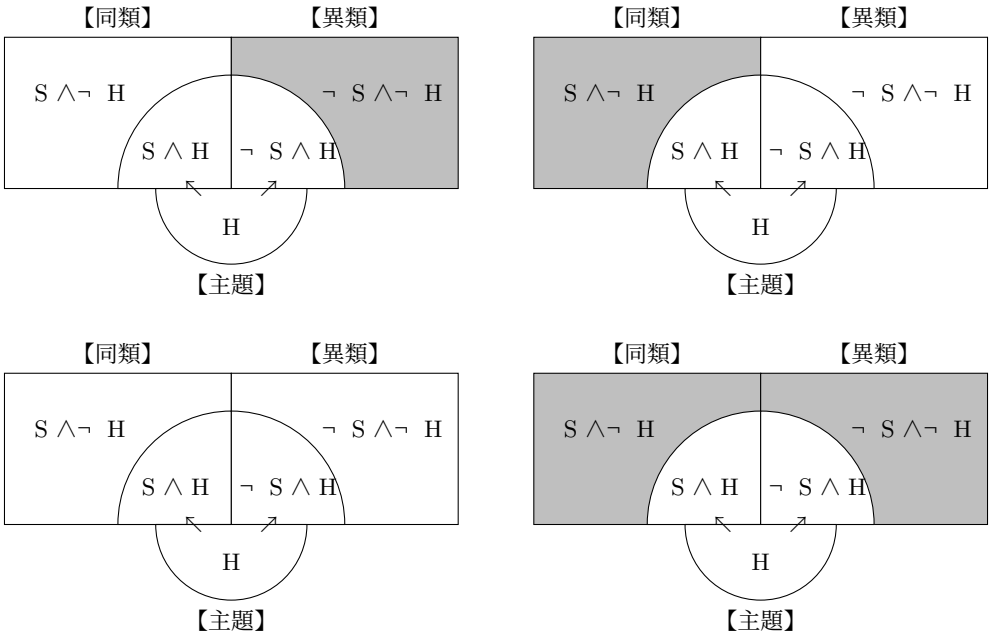

[26] 上述の下位区分は理由の属性を持たない同類あるいは異類が空集合であるか否かに依拠して 2 × 2=4 種である．このような下位区分はシャンカラスヴァーミンやバーサルヴァジュニャなどによって広く認められるものであるが，いずれの場合も「一つの終わりを持たない理由」の特徴である〈理由が主題・同類・異類に存在すること〉が「共通している」以上，さらなる下位区分が殊更述べられる必要はないとジャヤンタは主張している．

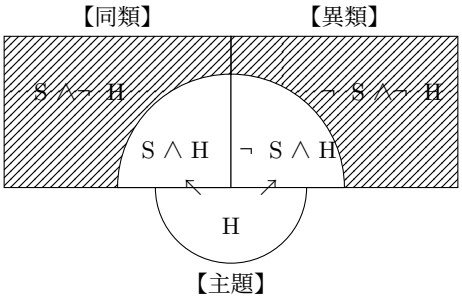

[27] 主題となっている「地」を除外した経験領域内（＝両類）において,「香りを有すること」は無常なものと常住なもののどちらとも同時に見られたことがない．この場合，同類にも異類にも共通していない以上,「香りを有すること」という理由は〈同類への帰属〉を欠いているが,「異類からの排除」

【問】では，これは如何なる疑似的理由なのか —

【答】「引き起こさない［理由］」あるいは「詭弁的論駁の使用」であると以下で述べよう．

13.3.3　引き起こさない理由（aprayojaka）

また「引き起こさないものであること」は全ての疑似的理由に付き従う在り方である．「諸原子は無常である．有形性から」というのは，全ての［正しい理由の］定義的特質を具えていても「引き起こさないもの」に他ならない[28]．

13.3.4　矛盾する理由から逸脱しない理由（viruddhāvyabhicārin）

「矛盾する［理由］から逸脱しない［理由］」という疑似的理由は決して存在しない．同じ基体に，〈矛盾する属性を論証し，引き起こすものであるような二つの理由〉が当てはまることはないから[29]．それは「詭弁的論駁の使用」に過ぎないと言われる．「音声は無常である．つくられたものであることから．壺のように」［という正しい論証に対する］「音声

を満たしている．これゆえ，「同類と異類に共通しない理由」は「異類への帰属」を条件とする「一つの終わりを持たない理由」には分類されえない，というのがジャヤンタの立場である．

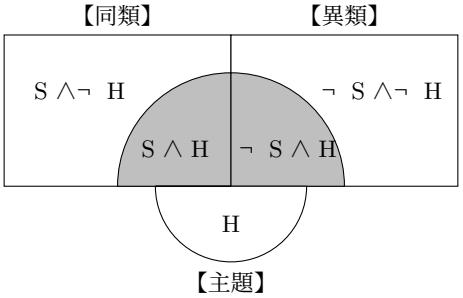

この種の疑似的理由はディグナーガやダルマキールティによっても詳細に議論されている．詳細は片岡 [2009b] 等を参照．なお，ジャヤンタはこの種の疑似的理由を「一つの終わりを持たない理由」の下位区分として承認しなかったが，必ずしもニヤーヤ学派の全ての論師がこれを承認していないわけではない．例えばバーサルヴァジュニャはプラシャスタパーダ同様に同種の理由の誤謬を「決定されていないもの」（anadhyavasita）という疑似的理由の下位区分として別立てしており，また，後代においてもヴァラダラージャなどは「一つの終わりを持たない理由」の下位区分とすることを承認している．

[28]「引き起こさない理由」を巡るジャヤンタやクマーリラなどの議論については須藤 [2017][2018] を参照．この諸原子の無常性論証において，有形性という理由は主題の属性であること等の全ての正しい理由の条件を満たすが，「引き起こさないもの」であるがゆえに正しい理由とはならない．『ニヤーヤマンジャリー』では「引き起こさない理由」を第六の疑似的理由とする見解が言及され，「別の仕方で成立する理由」（anyathāsiddha）の文脈において批判されているが，実際にはジャヤンタもこの論理概念の重要性を認めている．

[29]「矛盾する理由から逸脱しない理由」という理由の誤謬については多くの先行研究がある．詳細は Tani [1987]，小野基 [2010]，片岡 [2014] 等を参照．

は常住である．聴覚器官の対象であることから．音声性のように」という［詭弁的論駁の使用のように］[30]．

疑惑を生じさせるものであることは「一つの終わりを持たない［理由］」の定義的特質ではない．視覚器官などについても同様のことが当てはまるから[31]．以上．

13.4　時宜を逸して示された理由（kālātyayāpadiṣṭa）

知覚あるいは証言と矛盾しているものが「時宜を逸して示された［理由］」である．未だ排撃されていない主張を採用する［時］が理由を適用する時宜である．その［時宜］を逸してこの［理由］が示された，という［意味である］[32]．

「火は熱くない．つくられたものであることから．壺のように」というのが「知覚と矛盾しているもの」［という疑似的理由］である．「スラー酒はバラモンによって飲まれるべきである．液体であることから．ミルクのように」というのが「証言と矛盾しているもの」［という疑似的理由］である[33]．

---

[30] ここでの具体例における二つの論証式のうち，前者はニヤーヤ学派にとって正しい論証式であるが，後者は「同類と異類に共通せず，一つの終わりを持たない理由」に分類される代表的な論証式である．これゆえ，ここでジャヤンタが「矛盾する理由から逸脱しない理由」及び「同類と異類に共通せず，一つの終わりを持たない理由」を詭弁的論駁（§ 15）の文脈で捉えなおそうと試みていることが分かる．『ニヤーヤマンジャリー』においても，先述の 4 種の「同類と異類に共通し，一つの終わりを持たない理由」と「同類と異類に共通せず，一つの終わりを持たない理由」，「矛盾する理由から逸脱しない理由」という総じて 6 種の「一つの終わりを持たない理由」の下位区分を認める見解が言及された上で，批判されている．このうち，後二者は，理由が「異類にあること」を満たさない以上「一つの終わりを持たない理由」には分類されえないため，「諸々の詭弁的論駁という返答が無限にある」ことを根拠に「詭弁的論駁」に分類されている．

[31]「一つの終わりを持たない理由」に相当する理由の誤謬の特徴として，しばしば「疑惑」（sandeha, saṃśaya）の原因であることが挙げられる．（例えば，プラシャスタパーダやディグナーガなど．）この特徴を「一つの終わりを持たない理由」の定義的特質とする場合には「矛盾する理由から逸脱しない理由」なども「一つの終わりを持たない理由」に分類されうるであろうが，その場合には「視覚器官」も時に疑惑を生じさせることから「一つの終わりを持たない理由」に分類されることとなるため，過大適用となる．ジャヤンタによれば，「一つの終わりを持たない理由」が疑惑を生じさせるのは，理由が「同類と異類にある」からに他ならない．

[32] ジャヤンタなどのダルマキールティ以降の時代に位置するニヤーヤ学派の論師による「時宜を逸して示された理由」解釈は，それ以前の『ニヤーヤスートラ』や『ニヤーヤバーシュヤ』等における解釈とは大きく異なっている．事実，ジャヤンタは『ニヤーヤバーシュヤ』における「時宜を逸して示された理由」の論証例を「成立していない理由」に位置付けている．このような思想背景から，ここでは多少無理矢理な語義解釈がなされているのである．ここでの「時宜を逸して示された理由」とは，〈排撃されていない［推論］対象を持つこと〉という正しい理由の条件を欠いた理由であり，仏教徒などにとっては「疑似的主張」（pakṣābhāsa）に分類されるような誤謬である．ニヤーヤ学派においては 16 原理において疑似的理由のみが列挙されることなどから，疑似的主張や疑似的実例などの理由以外の支分の誤謬は一様に疑似的理由に代置されうるという立場をとる．片岡・須藤 [2021] § 7.2.1.3 を参照．ただし，『ニヤーヤカリカー』においてはおそらく初学者の便宜を図るためか，五つの論証支分すべてに対応する疑似的なものが言及されている点には注意されたい．

[33] 片岡・須藤 [2021] § 1.3.2.2.1.4 で既に示した通りである．Cf. § 7.2.1.2.1.1; 7.2.1.2.1.3.

推論と矛盾する推論は存在しない．同等の力を持つ二つの推論には排撃されるものと排撃するものの関係はないから．しかし，一方の［推論］が弱力であることの根拠，その［根拠］のみに基づいてその［推論］が疑似的であることが成り立つので，推論による排撃が何になろうか．以上[34]．

13.5　論題と同じ理由（prakaraṇasama）

決め手となる特徴を把握しないことから，論題すなわち主張に関して疑惑が生じる —「音声は常住なのか，無常なのか」と．同じその決め手となる特徴を把握しないことが，錯誤によって，理由として用いられる場合には，［その理由は］「論題と同じもの」という疑似的理由となる[35]．「音声は無常である．常住なものの属性が把捉されないから．壺のように」「音声は常住である．無常なものの属性が把捉されないから．虚空のように」と[36]．

また，この二つ［の論証手段］のうち，いずれの論証手段もより強いことはない．もしそうであれば，他方を排撃するものと言われるであろうが．また，この［「論題と同じ理由」］がそのまま「矛盾する［理由］から逸脱しない［理由］」となるわけではない．一つの終わりを持たない［理由］の定義的特質（＝同類と異類にあること）がないから．以上．

13.6　小結

以上の［五つの］疑似的理由は［正しい］論理の識別をもたらすことで，論議における項目の浄化を行ってくれるので別個に述べられている[37]．まさにこれゆえ，［22 種の］敗北の根拠に含まれているにも拘らず，これら［諸疑似的理由］は［16 原理中に］別個に教示されているのである．

---

[34]「推論との矛盾」が排除される根拠についてはジャヤンタが『ニヤーヤマンジャリー』の各所において詳説している（Cf. NM I 578.8–11 など）．また，バーサルヴァジュニャが対照的な見解を示している点については小野卓也 [2002] を参照．

[35]正しい理由の条件のうち〈対立主張を持たないこと〉を欠いた理由がこの種の疑似的理由に分類される．ただしジャヤンタの場合，客観的に主張と対立主張が成立している（Cf.「矛盾する理由から逸脱しない理由」「推論と矛盾する推論」）わけではなく，「錯誤によって」，すなわち主観的な在り方を持つものとして主張と対立主張が共存している場合に限定される．

[36]ジャヤンタは『ニヤーヤマンジャリー』において「論題と同じ理由」の具体例とされるものを複数引用しつつ，批判的に検討している．詳細は須藤 [2020b] を参照．

[37]ここでの「項目の浄化」（vastuśuddhi）という語は『ニヤーヤマンジャリー』においては同様の文脈で「真実の浄化」（tattvaśuddhi）と言い換えられている．ジャヤンタはしばしば「浄化」（śuddhi, pariśuddhi）という語を論議の特徴を示すものとして用いている．これらの点については別稿にて詳しく論じる予定である．

14　曲解（chala）

14.1　別個に教示する目的

真実の決定を守るために，論諍と論詰の構成要素である曲解・詭弁的論駁・敗北の根拠が別個に教示された．

14.2　曲解の定義的特質

そのうち，相手が論じている際に，意味の任意選択を当てはめることによって，［その相手の］発言を阻害することが「曲解」である[38]．

14.3　曲解の下位区分

その［曲解］は 3 種，［すなわち，］言語に関する曲解・共通性をきっかけとする曲解・転義的用法に対する曲解である[39]．

14.3.1　言語に関する曲解（vākchala）

共通する音声形（＝同音［異義語］）が用いられた際に，発話者が意図した意味とは異なる意味を想定することによって，その［発話者が意図した意味とは異なる意味］を否定することが「言語に関する曲解」である．

【具体例】［発話者が］新しい［服］（nava[-kambala]）を意図して「この若者は *navakambala* を着ている」と語った場合に，相手（＝曲解論者）は「どうしてこの者の服（kambala）が九つ（nava）であろうか」と数をでっちあげた上で否定する[40]．

---

[38] ニヤーヤ学派における曲解概念の概要とその変遷については，須藤 [2019] を参照．

[39] 本稿における 3 種の曲解の訳し分けは，ヴァーツヤーヤナの以下の言及に由来している —「共通する音声形を持つ言語というきっかけに関する曲解が「言語に関する曲解」である」（NBh ad NS 1.2.12, p. 47: sāmānyaśabde vāci nimitte chalaṃ vākchalam, Cf. NM II 637.16: vāci nimittabhūtāyāṃ chalaṃ vākchalam），「共通性をきっかけとする曲解が〈共通性をきっかけとする曲解〉である」（NBh ad NS 1.2.13, p. 48: sāmānyanimittaṃ chalaṃ sāmānyacchalam, = NM II 639.14），「転義的用法を対象領域（的，標的）とする曲解が〈転義的用法に対する曲解〉である」（NBh ad NS 1.2.14, p. 49: upacāraviṣayaṃ chalam upacāracchalam, Cf. NM II 641.6: upacāranimittaṃ chalam upacāracchalam）．

[40] 「この若者はナヴァカンバラを着ている」（navakambalo ’yaṃ mānavakaḥ）という発言において，navakambalaḥという複合語に含まれる nava という語は「新しい」あるいは「9 つ」といった複数の意味を有する．複合語の形をとらなければ「この者の服は新しい」（navaḥ kambalo ’sya），「この者の服は 9 つである」（nava kambalāḥ asya）というように音声形の上で意味が区別されうるが，Bahuvrīhi 複合語によって示される場合には，いずれの意味の場合も音声形が同じものとなる．これゆえ，曲解論者は敢えて発話者の意図した意味（＝新しさ）とは異なる意味（＝数量）を想定し，論難している．

14.3.2　共通性をきっかけとする曲解（sāmānyacchala）

過度に適用されるもの（= ativyāpaka,「過度に行き渡るもの」）でもある共通性が蓋然性（saṃbhāvanā）の点で［発話者によって］用いられた際に，［発話者が用いた共通性を］原因としてでっちあげることで，その［共通性］を否定することが「共通性をきっかけとする曲解」である．

【具体例】「あぁ，実に，このバラモンは学識と善行が完成していることよ」というバラモン称賛の文脈で，ある者が「バラモンには学識と善行の完成（＝所謂「明行足」）があり得る（saṃbhavati)」と述べる．その者に対して，曲解論者はバラモン性が理由であるとでっちあげた上で，排斥しつつ攻撃する — 「もしバラモンに学識と善行の完成があるのであれば，ヴラーティアにもそれはあてはまるであろう．ヴラーティアもまたバラモンに他ならない．［しかし，実際にはヴラーティアは学識と善行の完成をそなえていないのだから，あなたの発言は逸脱している．］」と[41]．

14.3.3　転義的用法に対する曲解（upacāracchala）

転義的用法に基づく［言葉の］使用に対して，第一義の否定によって反駁することが「転義的用法に対する曲解」である．

【具体例】「壇が叫ぶ」と言われた場合に，相手が「どうして無生物である壇が叫ぶであろうか．壇にいる人々が叫んでいるのである」と反駁するのである[42]．

---

[41]特定のバラモンを称賛するディスコースにおいて，因果関係を意図せずにある者が「バラモン」と「学識と善行の完成」を結びつけた発言をする．この場合，第三者である曲解論者はまず話題となっている特定のバラモンが持つ「バラモン性」が「学識と善行の完成」の理由になっているとでっちあげる．その上で，この「バラモン性」という共通性が，バラモンでありながら「学識と善行の完成」をそなえていないヴラーティアに過度に行き渡ることから，「一つの終わりを持たない理由」であると論難していることになる．

[42]『ニヤーヤスートラ』は転義的用法（upacāra）が個物に適用される根拠として「随伴・場所・用途・態度・量・保持・隣接・結合・達成手段・主権」（NS 2.2.62, p. 130: sahacaraṇa-sthāna-tādarthya-vṛtta-māna-dhāraṇa-sāmīpya-yoga-sādhana-adhipati...）を提示し，第二の「場所」の具体例として「壇」を挙げている．壇は一義的には無生物の木片の集合でしかないが，「壇にいる人々」というように「場所」を根拠として転義的に人々に対して用いられうる．しかしながら，曲解論者は，字義通りの意味で解釈し，論難している．なお，ジャヤンタは『ニヤーヤマンジャリー』において転義的用法をさらに gauṇī（共通性に基づく用法）と lakṣaṇā（間接性に基づく用法）とに分類し論じている．

なお，「言語に関する曲解」と「転義的用法に対する曲解」とについては，『ニヤーヤスートラ』の時点で両者の異同を巡る議論があったことが確認され，ジャヤンタも『ニヤーヤマンジャリー』においてこの点について考察している．彼によれば，この両者は，1）発話者・曲解論者の言葉の意味（［言語：］いずれも第一義的，［転義：］前者は転義的，後者は第一義的），2）否定対象（［言語：］対象の存在性，［転義：］存在物の能力），3）対処法（［言語：］一般的な言葉に精通していないことの指摘，［転義：］転義的用法に精通していないことの指摘），という観点から区別されうる．ヴァーチャスパティミシュラはこの問題に対してミーマーンサー学派の解釈原則を導入するなど，独自の見解を提示している．

14.4　対処法

さて以上の 3 種の曲解いずれについても，年長者達の言語活動において周知されている〈言葉の持つ能力〉を検討することのみが対処法となると知るべし[43]．

15　詭弁的論駁（jāti）

15.1　詭弁的論駁の定義的特質

正しい理由あるいは疑似的理由が適用されてすぐにその［正しい理由の］欠陥と［疑似的理由の］正体が頭に思い浮かばない場合に，理由の写しを主とする何らかの反駁が「詭弁的論駁[44]」と呼ばれる．

15.2　詭弁的論駁の下位区分

その詭弁的論駁は，同質性などによる反駁の区別によって 24 の区別を持つ．［すなわち，］①同質性，②異質性，③持ってくること，④引っ張り出すこと，⑤説明されるべきもの，⑥説明される必要のないもの，⑦任意選択，⑧論証対象，⑨到達，⑩未到達，⑪付随するもの，⑫反例，⑬未生起，⑭疑惑，⑮論題，⑯理由の非存在，⑰意味上の帰結，⑱無区別，⑲

[43] 3 種の曲解それぞれに対する具体的な対処法は『ニヤーヤマンジャリー』において提示されている．なお，曲解の具体例や基本理念については，『ニヤーヤバーシュヤ』以降，ウダヤナが再定義・再分類を行うまでニヤーヤ学派内で大きな変化は見られない．

[44] jāti という概念を巡っては種々の論考が発表されている．主として仏教論理学における同概念を扱った最新の研究成果としては小野基 [2017]，室屋 [2017]，渡辺 [2017] などが挙げられる．また，小野卓也 [2017] は同概念を扱うニヤーヤ学派のウダヤナ著『ニヤーヤパリシシュタ』の校訂・和訳及び思想研究である．なお，jāti という語は伝統的には「過類」（玄奘訳）「誤難」「誤った論難」「誤った反論」などと訳される．（Cf. dūṣaṇābhāsa, asaduttara. 仏教徒による同語の解釈として，より詳細には室屋 [2017] を参照．）ただし，『ニヤーヤマンジャリー』に示されるジャヤンタの見解に従えば，ニヤーヤ論書において jāti が教示される以上，jāti の使用者は一義的にはニヤーヤ学徒であり，その対象となるのは外教徒が用いる誤った論証である．（この点については，ウッディヨータカラとの見解の相違が見られる．また，ディグナーガなどによっても詭弁的論駁の反論としての有効性を認める見解が示される点については，室屋 [2017] を参照．）これゆえ，あくまで本稿の文脈に限れば，jāti の訳語として「誤った」という語を付与するのは誤解を招く可能性があるため，ギリシャ哲学における類似概念として比較的知られている「詭弁的論駁」という訳語を jāti に当てた．なお，『ニヤーヤカリカー』における詭弁的論駁の対象として「音声の無常性」に関するニヤーヤ学派にとって正しい論証が採用されているのは，上述のジャヤンタの動機に適合しないように見えるが，この点については Sudo [2020a] を参照．

また，ジャヤンタが詭弁的論駁の説明に際して用いられる「理由の写し」（hetupratibimbana）という語は，しばしば prasaṅga という語によって特徴付けられる同概念に対する別のアプローチによる説明として注目に値するかもしれない．

当てはまり（妥当性），⑳把捉，㉑無把捉，㉒常住，㉓無常[45]，㉔結果による，［詭弁的論駁論者の意図の上で］対等な［詭弁的論駁／否定］である[46]．

15.2.1 同質性による対等な詭弁的論駁（sādharmyasamā），Cf. 同法相似

同質性による反駁が「同質性による対等な詭弁的論駁」である．「音声は無常である．つくられたものであることから．壺のように」という論証式がつくられた時に，同じ同質性による論証式によって反駁する — 「音声は常住である．部分を持たないことから．虚空のように」と．また，「「つくられたものであることという壺との同質性から音声は無常なのであって，部分を持たないことという虚空との同質性から常住なのではない」という［こ

[45]『ニヤーヤマンジャリー』ではスートラの列挙順に従って㉓→㉒の順序で記述されているが，『ニヤーヤカリカー』では㉒→㉓となっている．根拠は定かではない．

[46]各詭弁的論駁の名称の末尾に付されている–sama という語の意味については，Kang [2009], 小野卓也 [2003]，室屋 [2017] などの先行研究がある．ジャヤンタの–sama 理解は凡そ「無区別」（aviśeṣa）というヴァーツヤーヤナの解釈に沿うものであるが，その無区別が「意図」の点で成立するものであると付言している点が注目される．「「同質性」による「反駁」は，定立する理由から区別されていないので，「同質性による対等なもの」という詭弁的論駁となる」（NM II 650.14–15, ≒ NBh ad NS 5.1.1, p. 282）「また，定立する理由から区別されていないことが詭弁的論駁論者の意図の点でそれら［詭弁的論駁］について見られるべきである．」（NM II 650.18）ただし，この解釈とは別に，『ニヤーヤカリカー』や『ニヤーヤマンジャリー』における各詭弁的論駁の説明には，–sama の内容を意図しているかのような語句がしばしば見られる．（先述の pratibimbana/pratibimba のほか，viśeṣābhāva, yathā–tathā, iva, samīkurvan など．）以上のような背景から，–sama に関する一般的説明が各下位区分においても等しく適用可能であるか否かという点では疑問が残る．

『ニヤーヤカリカー』におけるそれぞれの定義項を整理すると，各項目の名称と「反駁（＝否定）」という語との間に一定の関係性があることが分かる．

とに関する］違いの根拠はない」と[47]．

15.2.2 異質性による対等な詭弁的論駁（vaidharmyasamā），Cf. 異法相似

名称	定義
	X による反駁
①	同質性による反駁
②	異質性による反駁
③	持ってくることによる反駁
④	引っ張り出すことによる反駁
⑤	説明されるべきものによる反駁
⑥	説明される必要のないものによる反駁
⑦	*他の属性の任意選択による反駁
⑫	反例による反駁
⑬	未生起による反駁
⑯	三時においてありえないことによる反駁（Cf.「三時においてありえないことによって理由を排斥した上で為される反駁」（NM II 661））
⑰	意味上の帰結による反駁
⑲	当てはまることによる反駁
⑳	把捉による反駁
㉑	無把捉による反駁
	X をもたらすこと（–āpādana）による反駁
⑧	論証対象との対等性*をもたらすことによる反駁
⑪	過剰な［不都合な］帰結をもたらすことによる反駁
⑱	無区別をもたらすことによる反駁
㉓	一切の存在の無常性をもたらすことによる反駁
	X の任意選択による反駁
⑨	到達と未到達の任意選択による反駁
⑩	到達と未到達の任意選択による反駁
	①②との関連
⑭	①②が疑惑によって補助されているもの（Cf.「疑惑をもたらすことにつながる反駁」（NM II 659））
⑮	①②が第二の主張を立ち上げようと思って論式化されているもの

㉒	論証対象の属性が常住なものか無常なものかを選択することによって音声の常住性をもたらすこと
㉔	意志的努力の結果の多様性を提示することによる反駁

以上のように，詭弁的論駁の各項目については，–sama の解釈やその名称と「反駁」という語との関係性などによって多様に訳出可能である．ただし，本稿では分かりやすさのため，「X によって対等な詭弁的論駁」という訳語に統一した．また，各項目の後には，仏教論理学派における同／関連概念の名称の漢訳語を便宜的に付した．これらの点については，既述の先行研究のほか，北川 [1965] や桂紹隆による一連の『因明正理門論』研究を参照．

[47]両論証式を図式化すると以下のようになる．なお，視認性等の観点から「つくられたものであること」は断りなく「所作性」と言い換えた．

異質性による反駁が「異質性による対等な詭弁的論駁」である．「音声は無常である．つくられたものであることから．壺のように」という論証式が［つくられた］場合に，先ほどと同じ対抗理由（＝部分を持たないこと）が異質性として用いられる — 「音声は常住である．部分を持たないことから．なぜなら，無常である壺などは部分を持つことが経験上知られているから」［というように］．また，「「つくられたものであることという壺との同質性から音声は無常であって，部分を持たないことというその［壺］との異質性から常住なのではない」という［ことに関する］違いの根拠はない」と[48]．

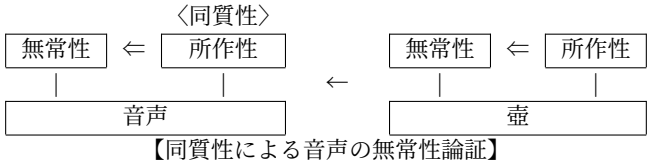

【同質性による音声の無常性論証】

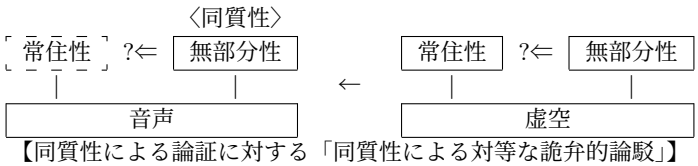

【同質性による論証に対する「同質性による対等な詭弁的論駁」】

所作性による音声の無常性論証はニヤーヤ学派にとって正しい論証である．ここで詭弁的論駁論者は「同質性である理由によって論式化している」という点のみに着目し，「無部分性」という単なる同質性を〈理由の写し〉として用いている．直後の詭弁的論駁論者の言説（＝『ニヤーヤバーシュヤ』）からも明らかなように，詭弁的論駁論者の意図の上では，いずれも同質性を用いている以上，いずれかが正しいとする違いの根拠は存在しないとされる．一方，『ニヤーヤマンジャリー』において指摘されるように，理由として用いられている同質性は単なる同質性ではなく，規則性が転んでいない＝逸脱しない同質性である必要がある．具体的には，正しい理由の 5 条件をそなえた理由が用いられなければならない，ということになろう．しかしながら，詭弁的論駁論者が用いた「無部分性」という理由は実際には「一つの終わりを持たない理由」という疑似的理由である．

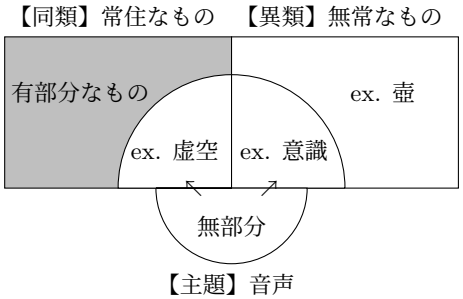

なお，以降の全ての詭弁的論駁の個別的説明に共通することであるが，『ニヤーヤカリカー』においてそれぞれの詭弁的論駁に対する個別の対処法は言及されず，§ 15.3 においてまとめて述べられるのみである．

[48]「同質性による対等な詭弁的論駁」と同様に，「異質性による対等な詭弁的論駁」の場合も，詭弁的論駁論者は単なる異質性を用い，両主張の対等性を主張する．異喩例（vaidharmyadṛṣṭānta）には「あるXにおいて論証対象の無に引き起こされた論証因の無」（§ 7.2.3.2.2）が示される必要があるにも拘らず，単なる異質性が用いられている点でこの場合も前例と同じ誤謬が生じる．

15.2.3–4 持ってくることによる対等な詭弁的論駁・引っ張り出すことによる対等な詭弁的論駁（utkarṣasamā, apakarṣasamā），Cf. 増益相似，損減相似

持ってくること・引っ張り出すことによる反駁が「持ってくることによる対等な詭弁的論駁」及び「引っ張り出すことによる対等な詭弁的論駁」である．

全く同様の論証式がある場合に，特定の実例の属性を論証対象である基体にもたらすことで，［その詭弁的論駁論者］は「持ってくることによる対等な詭弁的論駁」を用いる．「もし壺のように，つくられたものであることから音声が無常であるのであれば，同じく壺のように，［音声は］有形であるべきである．［音声が］有形であるのではないとすれば，壺のように無常であってもならない」と，音声の上に別の属性を持ってくることをもたらしている．[49]

一方，引っ張り出すこととは「壺はつくられたものでありながら，聴覚器官の対象ではないと経験上知られている．同様に，音声も［聴覚器官の対象ではないもの］であるべきである．もしそうでないとすれば，壺と同様に，無常であってもならない」と音声に関して聴覚器官対象性という属性を引っ張り出している[50]．以上．

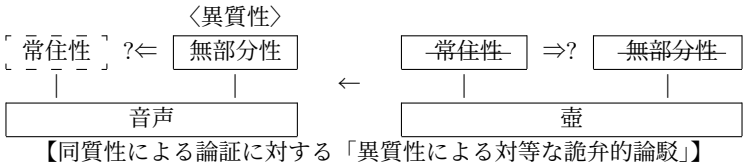

【同質性による論証に対する「異質性による対等な詭弁的論駁」】

[49] ここで詭弁的論駁の対象となる論証式は「つくられたものであること」という理由による音声の無常性の論証である．この論証式に対して，詭弁的論駁論者は音声が「壺のように」つくられたものであるがゆえに無常である点に着目し，その場合には同じく「壺のように」音声には「有形性」がなければならない，と別の属性を持ってくることによって論駁する．

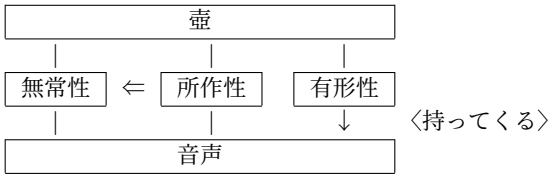

しかしながら，実際には音声は有形ではありえない．このようにして，音声が「壺のように」有形では「ない」とすれば，「壺のように」無常では「ない」，という結論を導き出すことがここでの詭弁的論駁論者の企図である．

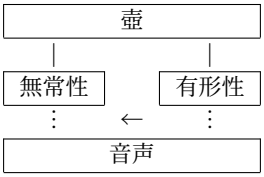

[50] 同じ音声の無常性論証に対して，詭弁的論駁論者は同様に音声が「壺のように」つくられたものである点に着目し，その場合には同じく「壺のように」音声には「非聴覚器官対象性」がなければならない，というように音声に帰属している属性を引っ張り出す．

15.2.5–6 説明されるべきものによる対等な詭弁的論駁・説明される必要のないものによる対等な詭弁的論駁（varṇyasamā, avarṇyasamā），Cf. 有顯相似，無顯相似

説明されるべきもの・説明される必要のないものによる反駁が「説明されるべきものによる対等な詭弁的論駁」と「説明される必要のないものによる対等な詭弁的論駁」である．これから明らかにされるべきものが「説明されるべきもの」であり，［すなわち,］論証対象［である主題］の属性である．その［説明されるべきもの］の反対であるから,「説明される必要のないもの」,［すなわち,］既に成立している，実例の属性である．当該のその,〈「説明されるべきもの」＝論証対象［である主題］の属性〉と〈「説明される必要のないもの」＝実例の属性〉とを反対にすることで,［詭弁的論駁論者は］「説明されるべきものによる対等な詭弁的論駁」と「説明されるべきではないものによる対等な詭弁的論駁」を用いる — 「つくられたものであることなどの音声の属性と同様なものとして，壺の属性が［あるわけでは］ない」「壺の属性と同じようなものとして，音声の属性があるわけではない」と．

「もし音声が無常なものとして説明される＝論証されるのであれば，壺もまた［無常なものとして］説明すべきである」というのが「説明されるべきものによる対等［な詭弁的論駁］」である[51]．

「もし壺が［無常なものとして］説明されないのであれば，音声もまた［無常なものとして］説明してはならない」というのが「説明される必要のないものによる対等な［詭弁的論駁］」である[52]．

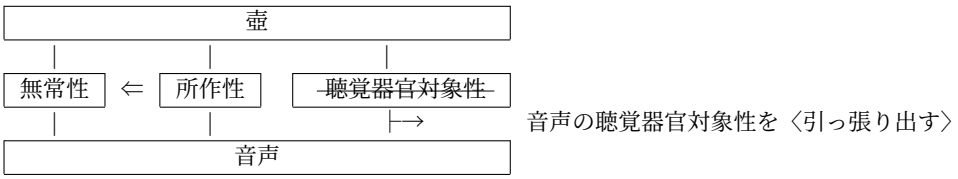

当然ながら，音声は聴覚器官の対象であるので,「壺のように音声もある」ということが成り立たず，無常性も成立しない，というのが詭弁的論駁論者の導出する結論である．

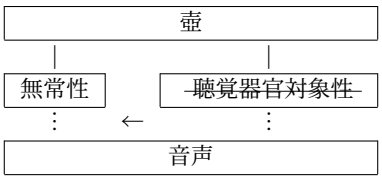

[51]「音声の属性と同様に壺の属性がある」という関係を過大適用することによって詭弁的論駁論者は「音声が説明されるべきであれば壺も説明されるべきである」と主張する．以下のように図示できる．

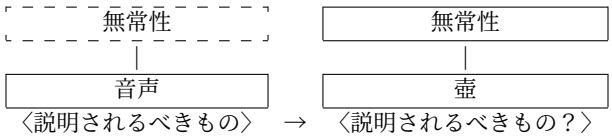

[52]「壺の属性と同様に音声の属性がある」という関係を過大適用することによって詭弁的論駁論者は「壺が説明される必要がないのであれば音声も説明される必要はない」と主張する．以下のように図示できる．

15.2.7 任意選択による対等な詭弁的論駁（vikalpasamā），Cf. 分別相似

他の属性の任意選択による反駁が「任意選択による対等な詭弁的論駁」である．「あるつくられたものは柔らかいものであるのが経験上知られる．［例えば,］シルクやウールのベッドなどである．ある［つくられた］ものは硬いものであるのが［経験上知られる］．［例えば,］斧などである．それと同様に，あるつくられたものは無常である．［例えば,］壺などである．ある［つくられた］ものは常住である．［例えば,］音声などである」と[53]．

15.2.8 論証対象による対等な詭弁的論駁（sādhyasamā）

［実例に］論証対象との対等性をもたらすことことによる反駁が「論証対象による対等な詭弁的論駁」である．「もし，壺と同様に音声があるのであれば，次のようなことになる — 音声と同様に壺もある，と．また，音声は論証対象であるので，壺もまた論証対象であるはずである．そしてそうすると，論証対象［である音声］にとっての実例（＝壺）が論証対象となってしまう．もしそのように［実例が論証対象］ではないとしても，その場合も［論証対象である音声と実例である壺とが］異なる特徴を持つことになるので，より一層，［壺は］実例ではないであろう」と[54]．

15.2.9–10 到達による対等な詭弁的論駁・未到達による対等な詭弁的論駁（prāptisamā, aprāptisamā） Cf. 至不至相似

到達と未到達の任意選択による反駁が「到達による対等な詭弁的論駁」及び「未到達に

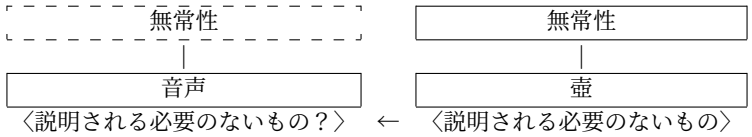

[53]以下のように図示できる．

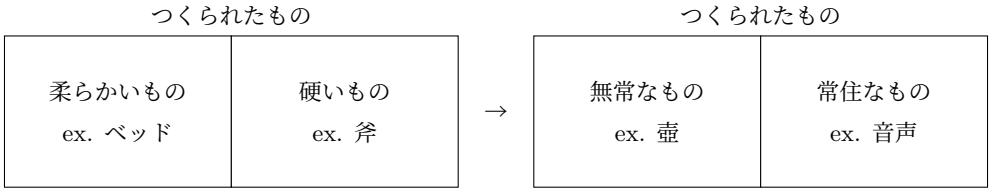

[54]「音声と同様に壺もある」という関係を過大適用することによって，「音声が論証対象であるのと同様に壺も論証対象となってしまう」として，実例として壺が不適切であることを詭弁的論駁論者は主張する．以下のように図示できる．

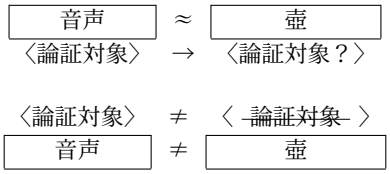

よる対等な詭弁的論駁」である．

「あなたが論証手段（＝理由）として提示したつくられたものであること，この［論証手段］は論証対象に到達した後で論証するのか，あるいは，到達せずに［論証するのか］．もし［論証対象に］到達した後で［論証する］というならば，〈現に存在している［論証手段と論証対象という］両者だけにとって到達があるのであって，存在するものと存在しないものの間に［到達は］ない〉ので，また，［到達した後では論証手段と論証対象の］いずれも既に存在しているので，何が何にとっての論証対象あるいは論証手段であるのか．一方，到達せずして［論証しているのであれば］，立証手段であることが成り立たない．過剰な［不都合な］付随をもたらすから」というように[55]．

15.2.11 付随するものによる対等な詭弁的論駁（prasaṅgasamā），Cf. 生過相似

過剰な［不都合な］付随をもたらすことによる反駁が「付随するものによる対等な詭弁的論駁」である — 「もし無常性に対して，つくられたものであることが論証手段であるとすれば，いま，つくられたものであることの論証手段は何か．その［つくられたものであることの］論証手段についても論証手段は何か」というように[56]．

---

[55]論証／実現手段と論証／実現対象との間に前者から後者への時間的な方向性があることは確かである．

論証対象 ← 論証手段＝理由

詭弁的論駁論者はこの方向性を灯火の例などを持ち出して存在論的に解釈する．第一に，論証手段が論証対象に存在論的に到達した上で論証すると仮定する．

論証対象 ←到達— 論証手段＝理由

しかしながら，到達した時点で両者は同時に存在していることになるため，〈論証対象←論証手段〉の関係が成り立たなくなる．

論証手段
|
論証対象

一方，論証対象に到達せずに論証手段が論証することは，灯火が照出対象に到達せずして照らし出すことがないように，決してありえない．

論証 ← 論証対象 | 未到達← 論証手段＝理由

照らし出し ← 照出対象 ←到達— 灯火

このような議論は仏教中観派の著作等にしばしば見られるものである．

[56]以下のように図示できる．

無常性 ← 所作性 ← 論証手段？ ← 論証手段？ ……
|　　|　　|　　|
壺

15.2.12 反例による対等な詭弁的論駁（pratidṛṣṭāntasamā），Cf. 別喩相似

反例による反駁が「反例による対等な詭弁的論駁」である — 「音声は無常である．意志的努力の直後にあるものであることから．壺のように」と言われる場合に，詭弁的論駁論者が言う — 「壺が意志的努力の直後にあり，無常であると経験的に知られているのと同じように，反例である虚空は常住でありながらも，意志的努力の直後にあるのが経験的に知られている．井戸［の穴］を掘ることという意志的努力の直後にその［虚空］ を知覚するから」というように．また，これは「一つの終わりを持たない［理由］」の指摘ではない．［正しい疑似的理由の指摘方法とは］別の方法で反駁しているから[57]．

15.2.13 未生起による対等な詭弁的論駁（anutpattisamā），Cf. 無生相似

未生起による反駁が「未生起による対等な詭弁的論駁」である．例えば，「音声と呼ばれる基体が未だ生起していない時に，［理由である］つくられたものであることという属性はどこに帰属しようか．それゆえ，以上のように，［帰属先がない以上,］理由は存在しない

[57] ジャヤンタが注意を促しているように，この詭弁的論駁は意味上「意志的努力の直後にあること」が「一つの終わりを持たない理由」であることの指摘と重なる．すなわち，論者によって反例として提示された虚空は，あくまで「井戸の穴を掘ることなどによって虚空がつくられる」と考える者がいると仮定した場合に限るが，常住かつ意志的努力の直後にあるものである．

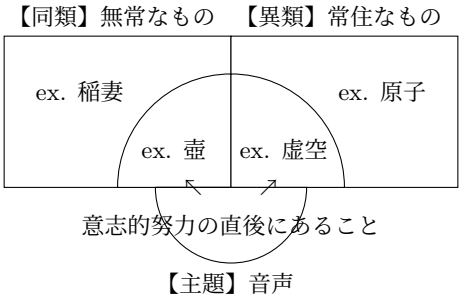

『ニヤーヤマンジャリー』によれば，正しく疑似的理由を指摘する場合には「このような根拠によって反例だけが論証根拠なのであって，実例は論証根拠ではない」という違いに関する根拠を述べなければならない．一方，ここで詭弁的論駁論者は音声の無常性に対する壺という実例と同様に虚空という反例があることを述べているに過ぎず，正しく疑似的理由を指摘できていない．また，『ニヤーヤマンジャリー』の場合には，詭弁的論駁論者の言明の最後に「その虚空と同様に，音声も常住であるはずだ」という文言が付されており，ジャヤンタは「疑似的理由であっても，本来の在り方の隠蔽を前提として他者の理由を写すことによって明示されているならば，詭弁的論駁となりうる」と説明している．

ので，無常性は成立しない」というように[58]．

15.2.14 疑惑による対等な詭弁的論駁（saṃśayasamā），Cf. 猶予相似

先述の「同質性による対等な詭弁的論駁」「異質性による対等な詭弁的論駁」と同じものが疑惑によって補助されると「疑惑による対等な詭弁的論駁」となる．

「壺との同質性であるつくられたものであることから，音声が無常であるのか，あるいは，その［壺］との異質性から，あるいは，虚空との同質性である部分を持たないものであることから，［音声が］常住であるのか」というように[59]．

15.2.15 論題による対等な詭弁的論駁（prakaraṇasamā），Cf. 品類相似

第二の主張を立ち上げようと思って論証式が作られているならば，同じその「同質性による対等な詭弁的論駁」「異質性による対等な詭弁的論駁」は「論題による対等な［詭弁的論駁］」となる．

同じ先述の「音声は無常である．つくられたものであるから．壺のように」という論証式に対して，「音声は常住である．聴覚器官の対象であることから．音声性のように」と．また，詭弁的論駁の多様性は明示方法の違いだけによってあると考えられるべきである[60]．

15.2.16 理由の非存在による対等な詭弁的論駁（ahetusamā），Cf. 無因相似

---

[58]『ニヤーヤマンジャリー』において説明されるように，無常なものは生起という属性を持つものである．この場合，音声が無常なものであり，生起という属性を持つものであるとすると，音声には未生起の時点（$T1$）と生起した時点（$T2$）とがあることになる．

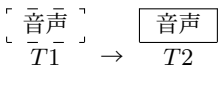

ここで，詭弁的論駁論者は未生起の時点（$T1$）における理由の属性の帰属先を問題とする．基体が生起していない以上，理由は帰属先を持たないため存在せず，論証対象も立証されないこととなるというのがこの詭弁的論駁の趣意である．

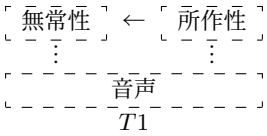

[59]「疑惑による対等な詭弁的論駁」は論理構造上，「同質性による対等な詭弁的論駁」と同様に図示される（Cf. 脚注 47）．一方，ジャヤンタが補足しているように，詭弁的論駁を用いる際の意図が異なれば，それに応じて詭弁的論駁の名称も変化しうる．詳細は脚注 60 を参照．

[60]「同質性による対等な詭弁的論駁」及び「異質性による対等な詭弁的論駁」の論理構造は脚注 47, 48 を参照．「疑惑による対等な詭弁的論駁」と同様に，「論題による対等な詭弁的論駁」もまた論理構造上は上述の両者とは異ならないが，ジャヤンタによればいずれも「明示方法の違い」に基づいて区別される．後述する「意味上の帰結による対等な詭弁的論駁」，「当てはまりによる対等な詭弁的論駁」，「結果による対等な詭弁的論駁」にも構造上の一致がみられる．これらの区別を『ニヤーヤカリカー』及び『ニヤーヤマンジャリー』の記述に依拠して示せば，以下のようになる．

三時においてありえないことによる反駁が「理由の非存在による対等な詭弁的論駁」である．

「理由とは論証手段である．その［論証手段］は論証対象よりも［時間的に］前か，後か，同時に存在するはずである．もし［論証対象より］前に［論証手段が存在する］とすれば，論証対象が未だ成立していないので，その［論証手段］は何にとっての論証手段であるのか．もし［論証手段より］後に論証手段が存在するとすれば，その場合，その論証対象は［論証対象より］前に成立しているので，論証手段が何の役にたとうか．もし同時に論証対象と論証手段が存在するならば，その場合，「左右の角」と同様に，その［論証対象と論証手段］には〈論証対象–論証手段〉関係そのものが存在しなくなってしまう」というように[61]．

詭弁的論駁	明示方法
同質性・異質性	敵の主張に向かっている否定に他ならないもの，敵の主張をつぶそうとして
疑惑	疑惑をもたらすこと，疑惑に補助されて
論題	論証風のもの，他／第二の主張を立ち上げようとして
意味上の帰結	（指摘の仕方の区別による）
当てはまり	無理解／未決定に終わるものであることを意図して
結果	理由の意味内容の任意選択によって疑惑がもたらされる

いずれの詭弁的論駁においても具体的な詭弁的論駁論者の言明が例示されている点を考慮すれば，議論学の文脈において詭弁的論駁の区別は論理構造のみならず，具体的な言及方法にも由来しているといえよう．なお，詭弁的論駁の下位区分の異同に関する注記は，時代的に先行するウッディヨータカラによっても為されているが，異なる根拠が示されている．この点に関しては，Sudo [2020a] を参照．

[61]理由＝論証手段は論証対象の存在している時点を基準に過去（$T1$）・同時（$T2$）・未来（$T3$）のいずれかに存在しているはずである．

$$\begin{array}{ccccc} & & \boxed{\text{論証手段}} & T_1 \\ \boxed{\text{論証対象}} & = & \boxed{\text{論証手段}} & T_2 \\ & & \boxed{\text{論証手段}} & T_3 \end{array}$$

このうち，まず論証手段が論証対象より過去（$T1$）に存在しているとすれば，その時点では論証対象が存在していないため，論証手段がはたらきかける対象が存在しないことになる．

$$\begin{array}{ccc} \leftarrow & \boxed{\text{論証手段}} & T_1 \\ \boxed{\text{論証対象}} & & T_2 \end{array}$$

もし論証手段が論証対象より未来（$T3$）に存在していたとすれば，$T2$ 時点で既に論証対象が成立しているので，論証手段は用済みとなる．

$$\begin{array}{ccc} \boxed{\text{論証対象}} & & T_2 \\ & \boxed{\text{論証手段}} & T_3 \end{array}$$

15.2.17 意味上の帰結による対等な詭弁的論駁（arthāpattisamā），Cf. 義准相似

意味上の帰結による反駁が「意味上の帰結による対等な詭弁的論駁」である．

「もし無常なものとの同質性であるつくられたものであることに基いて音声が無常であると言うならば，意味上「常住なものとの同質性に基づくと常住である」ということが帰結する．そして，この［音声］には常住な虚空などとの同質性である部分を持たないものであることがある」というように[62]．以上は明示方法の違いに他ならない[63]．

15.2.18 無区別による対等な詭弁的論駁（aviśeṣasamā），Cf. 無異相似

無区別をもたらすことによる反駁が「無区別による対等な詭弁的論駁」である．

「もし音声と壺とにつくられたものであることという同一の属性が認められるならば，その場合，同じ属性と結びつくことでその両者が［無常性という点で］無区別である以上，それとまったく同様にして，あらゆる事物は［有性と結びつくので］無区別になってしまう」というように[64]．

では論証手段と論証対象が同時（$T2$）に存在しているとすればどうであろうか．この場合も，これから論証されるべき対象とその対象を論証する手段とが全く同時に存在することになり，論証手段と論証対象の関係がそもそも成立しない．この点では，「到達・未到達による対等な詭弁的論駁」との類似性も見られる．

このような詭弁的論駁はまさに中観派の諸論書において為される批判方法であり，実際に「左右の角」という特徴的な語が言及されていることが注目される．これに対して，ジャヤンタは糸と布の関係を持ち出し，存在論的に過去の原因が未来の結果を作り出すことは現に見られると指摘する．

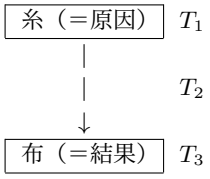

また，認識論的な側面において三時の制限は妥当しないことが強調される．さらに，詭弁的論駁論者の反駁に同じ「三時による対等な詭弁的論駁」を指摘することによる解決も図られている．

[62]基本的な論理構造は「同質性による対等な詭弁的論駁」（§ 15.2.1）と同様である．

[63]脚注 60 を参照．

[64]音声の無常性論証において，音声と壺とにはつくられたものであることという同質性がみられる．その場合に，両者には無区別という形をとる無常性が当てはまる．

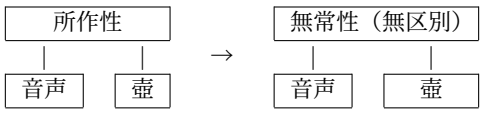

詭弁的論駁論者はこれを全ての事物に敷衍する．すなわち，全ての事物が存在物であるという前提

15.2.19 当てはまりによる対等な詭弁的論駁（upapattisamā），Cf. 生理相似

当てはまりによる反駁が「当てはまりによる対等な詭弁的論駁」である．

「もしつくられたものであることの当てはまりによって，音声の無常性が［立証される］ならば，部分を持たないものであることの当てはまりによって，どうして常住性がないであろうか」というように[65]．両主張の当てはまりによって未決定に終わるものであることが意図されているというように，以上は明示方法の違いに他ならない[66]．

15.2.20 把捉による対等な詭弁的論駁（upalabdhisamā），Cf. 可得相似

把捉による反駁が「把捉による対等な詭弁的論駁」である．

「音声は無常である．意志的努力の直後にあることから」と言われる場合に，相手（＝詭弁的論駁論者）が反駁する — 「周知のように，無常性の論証手段は意志的努力の直後にあることではない．なぜなら，それなしには論証対象が把捉されないもの，それが論証手段と言われるからである．しかし，稲妻などにおいて，意志的努力の直後にあることがなくとも，無常性が把捉される．一部の音声についても，風の勢いによって折られつつある大木などから生じているような場合に，全く同様に［意志的努力の直後にあることがなくとも，無常性が把捉される］」というように[67]．

15.2.21 無把捉による対等な詭弁的論駁（anupalabdhisamā）

［無把捉の］無把捉による反駁が「無把捉による対等な詭弁的論駁」である．

に立てば，一切には「有性」（sattā）という同質性があるため，この場合，一切の存在物が無区別であるという不都合な帰結が導かれると詭弁的論駁論者は述べる．

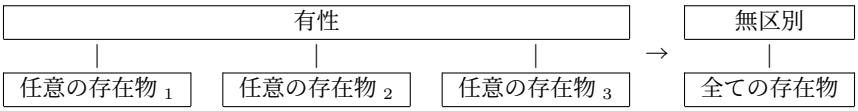

[65]基本的な論理構造は「同質性による対等な詭弁的論駁」（§ 15.2.1）と同様である．

[66]脚注 60 を参照．

[67]同喩例（§ 7.2.3.2.1）・異喩例（§ 7.2.3.2.2）の定義からも明らかなように，「論証手段があれば論証対象がある」，及び，その対偶である「論証対象がなければ論証手段はない」というのは正しい．

論証手段 ⇒ 論証対象

~~論証手段~~ ⇐ ~~論証対象~~ 〈対偶〉

ここに，詭弁的論駁論者は「論証手段なしには論証対象は把捉されない」という〈命題の裏〉を一般原則として導入することで反駁している．

~~論証手段~~ ⇒ ~~論証対象~~ 〈裏〉

しかしながら，ジャヤンタが『ニヤーヤマンジャリー』において述べるように，これは成立しない．正しい理由の第二条件である「同類にあること」（§ 1.3.2.2.1.2）は理由が同喩例以外に帰属することを排除しない．すなわち，下図における「S ∧¬ H」の領域は必ずしも空集合である必要はないのである．

同じその意志的努力の直後にあるものであることという理由が用いられた場合に，［詭弁的論駁論者が］述べて — 「音声は意志的努力の結果ではない．［すなわち，音声は意志的努力によって］発声する以前に必ず存在しているが，覆いと結びついているので把捉されない．「覆いが把捉されないにも拘らず，［音声は］把捉されないのだから，音声は決して存在しない」と言うならば，そうではない．覆いの無把捉も把捉されないからである．また，覆いの無把捉が把捉されないので［覆いの無把捉は］存在しない．また，その［覆いの無把捉］が存在しない以上，覆いの把捉が存在していることになる．またそれゆえ，粘土に介在された根っこ・釘・水など［が把捉されない］のと同様に，音声が発声以前に把握されないのは，覆いの把捉に由来するものに他ならない．というわけで，意志的努力の直後にあるものであることが存在しないので，音声は常住である」というように[68]．

15.2.22 常住なものによる対等な詭弁的論駁（nityasamā），Cf. 常住相似

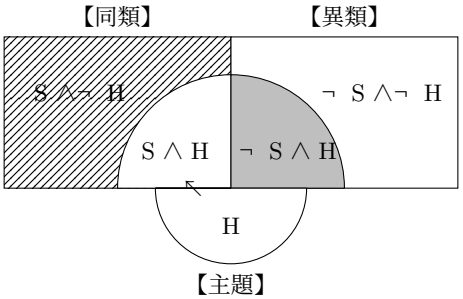

これゆえ，「無常であり，意志的努力の直後にあるものではないもの」（S ∧¬ H）である稲妻が存在することは目下の音声の無常性論証において問題とはならない．一方，主題の一部に含まれる「一部の音声」が意志的努力の直後にあるものではないことには問題がある．§ 13.1.4 で示した通り「部分的に成立していない理由」は疑似的理由となるからである．『ニヤーヤカリカー』ではこの点について特に言及されていないが，ジャヤンタは『ニヤーヤマンジャリー』において「意志的努力から生じるものであることから」という理由の内容を「原因からの生起」と解釈する．この場合，一部の音声にも「原因からの生起」は当てはまるので問題はないと考えているようである．

[68] 人が言葉（＝音声，śabda）を発声するという行為はニヤーヤ学派などにとって音声が意志的努力の直後に生じることの証左である．一方，音声が常にそこにありながら，何らかの覆いに介在されているため，把捉されないという立場をとる場合にはこの限りではない．しかし，覆いが把捉されていない時に音声もまた把捉されないことが経験的に知られる．これに対して，詭弁的論駁論者は覆いの無把捉の無把捉に基づいて，〈覆いの無把捉の非存在〉＝〈覆いの把捉の存在〉を論証する．

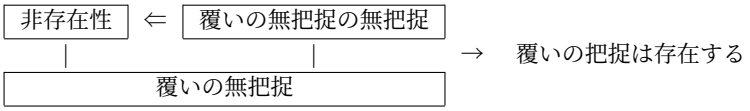

こうすることで，発声以前には覆いが存在するので，把捉されないとしても，音声は常住である，と詭弁的論駁論者は導く．一方，ジャヤンタによれば，把捉・無把捉はそのまま存在・非存在と対応する．これゆえ，地下水にとって粘土が把捉されるようには，音声にとって覆いが知覚されない，というそれだけによって，覆いが存在しないことが確定する．それゆえ，その限りにおいて無把捉が無把捉を対象とすることはない．

論証されるべき属性が常住性か無常性かの任意選択によって音声の常住性をもたらすことが「常住なものによる対等」という詭弁的論駁である．

「音声は無常である」と提題された場合に詭弁的論駁論者が選択肢を立てる — 「音声について述べられているこの無常性，それは常住か，あるいは，無常か」というように．［さらに続けて,］「a）もし［無常性が］無常であるならば，当該のその［音声の無常性］は必ず滅する．無常性が滅するので，音声は常住である，b）もし無常性が常住に他ならないとすれば，その場合も，属性が常住である以上，その［属性＝無常性］が拠り所を欠くものではありえないので，その［属性］の基体である音声も常住なはずである．その［基体である音声］が無常である場合には，その［音声］の属性（＝無常性）が常住性と結びつかないから．［a）, b）の］いずれにしても音声は常住である」というように[69]．

15.2.23 無常なものによる対等な詭弁的論駁（anityasamā），Cf. 無常相似

一切の存在の無常性をもたらすことによる反駁が「無常なものによる対等な詭弁的論駁」である．

「無常な壺との同質性が音声にはあるので，もしその［音声］の無常性が［あなたによって］示されるならば，その場合，壺との何らかの同質性が一切の事物に必ずあるので，それら［一切の事物］にも無常性があるはずである．もし他の事物にそのように［何らかの同質性］があるにも拘らず無常性がないならば，その場合には音声にもその［無常性］は

[69]詭弁的論駁論者は音声が無常であると仮に認めた上で，音声の無常性は常住であるか無常であるかと問いを立てる．まず，無常性が無常である場合，音声の無常性はいつかなくなってしまうので，その時点（T_2）で音声には〈無常性の消滅〉＝常住性があることになり，対論者の立場と矛盾する．

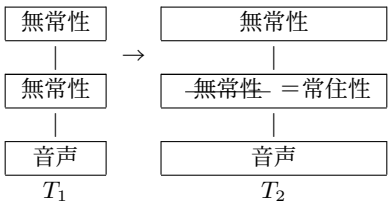

【音声の無常性が無常な場合】

一方，音声の無常性が常住であった場合も，無常性が常に存在している以上，その基体である音声も常に存在している＝常住である必要がある．

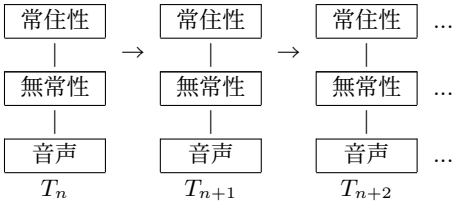

【音声の無常性が常住な場合】

以上のようにして，音声が無常であると仮定しても，結果的に音声の常住性が帰結する，というのがこの詭弁的論駁の趣意である．

あってはならない」というように[70]．また，無常性のみをもたらすことを前提として，無区別を明示しているので，これは無区別による対等とは区別される詭弁的論駁である．

15.2.24 結果による対等な詭弁的論駁（kāryasamā），Cf. 所作相似

意志的努力の結果が多様であることを提示することによる反駁が「結果による対等な詭弁的論駁」である．

「音声は無常である．意志的努力の直後にあるものであることから」と言われた場合に，詭弁的論駁論者が述べる —「意志的努力の結果には二つの在り方があることが経験的に知られている．a）あるものは存在しないものに他ならず，意志的努力によって新たに作り出される．壺などのように．b）あるものは存在するものに他ならず，覆いの排除などの意志的努力によって顕現される．粘土に介在された［地下］水などのように．以上のように意志的努力の結果は多様であるので，この音声は意志的努力によって顕現されるか，つくられるか［いずれか］である」と[71]．

また，疑惑をもたらす仕方の違いから「結果による対等な詭弁的論駁」は「疑惑による対等な［詭弁的論駁］」とは異なる[72]．

15.3 小結

さて，以上のように，明示［方法］・［明示］対象・任意選択［の立て方］の違いによれば，詭弁的論駁は無数であるが，交じり合わない事例を述べようとして，24 の詭弁的論駁の区別が示された．一方，［全ての詭弁的論駁の事例が区別されるのに対して，］全ての詭弁的論駁の対処法は主題の属性であること等の推論手段の条件を検討することのみである．なぜなら，理由が推論手段の条件を欠いていないならば，以上のような，埃が落ちてくることが優勢となることはないから．

---

[70]音声と壺との同質性であるつくられたものであることに基づいて音声の無常性を論証する場合，「壺との同質性から無常性を論証する」とも表現できる．

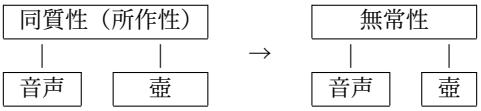

これを全ての事物に敷衍することで，詭弁的論駁論者は不都合な帰結を導く．

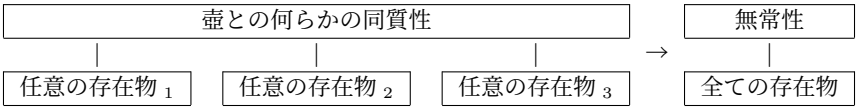

この場合，「壺との同質性から一切の事物の無常性を論証する」ことになるが，これは事実に反する．

[71]Watanabe [2010] を参照．

[72]脚注 60 を参照．

また,「つくられたものであること」と「努力の直後にあるものであること」とには堅固な結びつきがあるので，音声を把捉しないことは覆いなどに由来するのではなく，無常性に由来するものに他ならない[73]．

また，敵が詭弁的論駁を用いた場合には，［対論者は］正しい返答のみを述べるべきであって，同じ詭弁的論駁という返答によって敵対的に反駁すべきではない．［六主張論議となり,］不適切さが付随するから[74]．以上.

16　敗北の根拠（nigrahasthāna）

16.1　敗北の根拠の定義的特質

誤った理解と無対処／無理解が敗北の根拠（nigrahasthāna）である．（= NS 1.2.9）「敗北」（nigraha）とは打ち負かされであり，その「場所」（sthāna）とは拠り所，根拠という意味である[75]．

さらにまた,［『ニヤーヤスートラ』において定義されたように］打ち負かされの根拠とは，誤った理解と無対処である．［「誤った理解」（vi-pratipatti）とは,］顛倒した（viparīta），誹謗されるべき，非難されるべき理解である．［つまり,］疑似的論証を［正しい］論証だ

[73] 当該箇所は「結果による対等な詭弁的論駁」の補足的内容とも解釈しうるが,『ニヤーヤカリカー』の詭弁的論駁の全事例において音声の無常性論証に用いられる理由が「つくられたものであること」「努力の直後にあるものであること」のみであることを鑑みれば,「努力の直後にあるものであること」の理由としての妥当性を強調するための言及とも考えられる．当該文言の位置付けについては再度検討すべきであろう．

[74]「六主張論議」（ṣaṭpakṣī, ṣaṭkoṭiko vādaḥ）と呼ばれる一連の議論形態はニヤーヤ学派のみならず仏教徒の著作においても言及されることが知られている．関連する先行研究は多いが，特にジャヤンタの見解を扱うものとしては小野卓也 [2011] が挙げられる．『ニヤーヤスートラ』において「六主張論議」は詭弁的論駁の説明の直後に置かれ,「結果による対等な詭弁的論駁」の内容と関連して論述される．『ニヤーヤカリカー』と『ニヤーヤマンジャリー』もこの形式を踏襲している．簡潔にまとめると，詭弁的論駁に対して論者が正しくその欠陥を指摘する場合には，その時点で議論は終結するが，もし論者も誤った指摘を行うならば，論者と詭弁的論駁論者のいずれにも種々の「敗北の根拠」が妥当するため勝敗がつかなくなる，という内容である．

[75] 本稿では nigrahasthāna という語を「敗北の根拠」と翻訳したが，この語の先行訳は一定していない．（例：服部 [1969]「敗北の立場」，小野卓也 [2017]「敗北の場合」，佐々木 [2014]「敗北の条件」，Jhā [1983] “clinchers,” Matilal [1998] “a situation for defeat, a ground for censure.”）ヴァーツヤーヤナは同語を「打ち負かされへの到達」（parājayaprāptiḥ）「打ち負かされの事態」（parājayavastu）「過失の拠り所」（aparādhādhikaraṇa）と説明しているが,「打ち負かされの事態」という解釈については，後にウダヤナがヴァーチャスパティミシュラの見解を引用しつつ批判的に考察している．ヴァーチャスパティミシュラやウダヤナは「そこにおいて敗北が存在しているもの」（Cf. NVTṬ ad NS 5.2.1, p. 671: parājayo vasaty eṣu; *Nyāyapariśiṣṭa* (See 小野卓也 [2017]): parājayo nigrahaḥ / sa eteṣv iyatsv evaṃnāmakeṣv eva tiṣṭhati）という方向性でこの語を解釈しており，これによれば「敗北の立場」等の訳語も適切であろう．しかし，本稿ではジャヤンタによる「打ち負かされの拠り所／根拠」という解釈を尊重し，nigrahasthāna を「敗北の根拠」と訳出した．なお，ダルマキールティは「打ち負かされの拠り所」（parājayādhikaraṇa）,「打ち負かされの根拠」（parājayāśraya）,「打ち負かされの原因」（parājayahetu）という術語を用いており，ジャヤンタの解釈の方向性と一致する．

と思ったり，疑似的論難を［正しい］論難だと思うことである．一方，「無対処」とは，対処の対象に対する対処の無（＝取り掛かるべきことに取り掛からないこと）である．「対処の対象」（＝取り掛かるべきこと）とは，論証を知らしめること，及び，論難を取り除くことであり，その両者を行わないことが無対処である．なぜなら，「言うべきことに取り掛からない時に」（＝無対処）あるいは「誤ったものを理解している時に」（＝誤った理解）というように，二通りに論者は打ち負かされるから[76]．

16.2　敗北の根拠の下位区分

誤った理解と無対処の様態の区別に基づいて 22 の敗北の根拠がある．［すなわち，］①提題の破棄，②別の提題，③提題の矛盾，④提題の放棄，⑤別の理由，⑥別の事柄，⑦意味を持たないもの，⑧意味が理解されないもの，⑨意味が離れたもの，⑩時宜を得ないもの，⑪不足しているもの，⑫余分なもの，⑬再言，⑭復唱できないこと，⑮無知，⑯思いつかず，⑰投げ出し，⑱見解の承認，⑲批判されるべき者の看過，⑳批判されるべきでない者への批判，㉑定説を離れたもの，㉒疑似的理由が，敗北の根拠である[77]．

---

[76]ジャヤンタによる誤った理解と無対処とに関する説明は凡そヴァーツヤーヤナによるものと一致する．ジャヤンタは「思うこと」（buddhi）という語によって前者を認識の文脈に，「行わないこと」（akaraṇa）という語によって後者を行為の文脈に位置付けていると思われる．ただし，『ニヤーヤマンジャリー』では，敗北の根拠の本質（svarūpa）として「正しい実在が思い浮かばないこと」を apratipatti に対応するものとして提示している．これゆえ，本文においては「無対処／無理解」と訳出した箇所もある．なお，ウッディヨータカラは apratipatti を「無理解」（asaṃvitti）と説明しており，いずれも認識的な側面での過失としてとらえている．なお，ヴァーチャスパティミシュラは，ヴァーツヤーヤナとウッディヨータカラの両解釈を引用した上で「どちらであれ周知のように対処の対象への無対処がある」（NVTṬ ad NS 1.2.19, p. 309: ārambhaviṣaye ’nārambha ityādi bhāṣyam, tad vyācaṣṭe — svaparārthottarāsaṃvittir iti / dvedhā khalv ārambhaviṣaye ’nārambho bhavati /）と述べる．また，場合に応じて「正しい理解の無」（asaṃpratipatti）と「実行の無」（apratipatti）という二通りの解釈を提示している可能性もある．ウダヤナは NVTP ad NS 5.2.1 において「矛盾した理解」（viruddhapratipatti）と「意味通りの理解の無」（yathārthapratipattyabhāva）などと言い換えて議論しているものの，小野卓也 [2017] に指摘されるように，敗北の根拠を扱う独立の著作である『ニヤーヤパリシシュタ』においてこの両区分に特別の注意は払われていないようである．

[77]各項目に対する先行訳は一定していない．例として，小野卓也 [2017] に挙げられている訳語と比較すれば，①〜⑤「提題」（pratijñā）を「主張」と訳出する，⑥別の内容，⑦無意味，⑨無関係，⑪不足，⑫余分，⑬繰り返し，⑭無言，⑰逃避，⑱他説追認，⑲反論すべきものの看過，⑳反論できないものへの反論，㉑定説逸脱，㉒見せかけの理由，である．また，佐々木 [2014] では，①主張命題の断念，②他の主張命題，③主張命題の矛盾，④主張命題の放棄，⑤他の論証因，⑥他の事柄，⑦無意味なこと，⑧理解不能な事柄，⑨無意義なこと，⑩適時でないこと，⑪不足したもの，⑬再説すること，⑭復唱しないこと，⑮知解しないこと，⑯思い浮かばないこと，⑰投げ出すこと，⑲非難されるべきものの看過，⑳非難されるべきでないものの非難，㉑定説を離れること，㉒擬似論証因，となる．その他，入手しやすいものでは桂 [2021:138–146]，Matilal [1998:81–87] に各項目の名称及び具体例が挙げられている．なお，ジャヤンタによれば敗北の根拠の総数がこの 22 種のみであるということがここで意図されているわけではない．バーサルヴァジュニャもまた apaśabda などの別の敗北の根拠の存在に言及している．また，関連するものとして，ダルマキールティは『ヴァーダニヤーヤ』においてニヤーヤ学派の敗北の根拠を批判しつつ，新たに asādhanāṅgavacana と adoṣodbhāvana とい

そのうち，⑭復唱できないこと，⑮無知，⑯思いつかず，⑰投げ出し，⑲批判されるべき者の看過，という［五つの敗北の根拠］が無対処の類型である．残りは誤った理解の区分である[78]．

16.3　個別の定義的特質

16.3.1　提題の破棄（pratijñāhāni）

そのうち，第一に「提題の破棄」がある．［すなわち，論者が用いた］理由が〈一つの終わりを持たないもの〉（§ 13.3）であると［対論者によって指摘］された場合に，反例の属性を自身の実例に関して承認するならば，［その論者］には「提題の破棄」という敗北の根拠がある[79]．論者が提題の立証のために「音声は無常である．感覚器官の対象であることから．壺のように」と論述している際に，相手によって「共通性は感覚器官の対象であるにも拘らず，常住であると経験的に知られている」というように理由が〈一つの終わりを持たないもの〉であると［指摘］された場合に，もし［その論者］が次のように述べるとすれば，［すなわち，］「［反例である］共通性と同様に，［私が用いた実例である］壺もまた常住であるとするがよい」と［述べるとすれば］，その［論者］はそのように述べている以上，音声の無常性に関する提題を破棄することになる．［それゆえ，その論者は］「音声も

う 2 種の敗北の根拠を提示している．ジャヤンタは『ニヤーヤマンジャリー』において彼の批判に逐一応答している．（「アクシャパーダの足元から学んだ上で，別の表現によって同じその二つの敗北の根拠を…著しているのであって，わずかでも新しいことを思いついたわけではない」（NM II 681））

[78]大筋でヴァーツヤーヤナの解釈と一致するが，ジャヤンタはヴァーツヤーヤナが「無対処」に分類する⑱見解の承認をその分類から除外している．ジャヤンタはこのことに関する根拠を示していないが，テキスト上の問題がないとすれば，相手の発言に対する返答を行わない以上の 5 種に対し，後述する通り，「見解の承認」の場合には返答が為されるため，その点で誤った理解に再分類されたと考えることができるかもしれない．また，ダルマキールティによる批判の影響も想定されうる．なお，ウッディヨータカラは，例えば「別の提題」について「当該のその［別の提題］は無理解（apratipatti）あるいは誤った理解に基づく敗北の立場である」と述べており，ヴァーツヤーヤナの見解を踏襲していないようである．

[79]『ニヤーヤスートラ』の定義を踏襲しつつ，人に敗北の根拠があることを明示し，「理由が不確定因とされた場合に」という限定を付け加えている．なお，22 種の敗北の根拠の冒頭には，論証支のうち「提題」と「理由」を名称に冠するものが続くが，ウダヤナは『ニヤーヤパリシシュタ』においてしばしば提喩として解釈し，他の論証支にその対象を拡張している．詳細は小野卓也 [2017] を参照．なお，部分的にはウッディヨータカラなども同様の見解を示している．

以下，敗北の根拠の諸項目に関して，『ニヤーヤスートラ』等の先行する著作における定義等との相違や，ダルマキールティによる『ヴァーダニヤーヤ』における批判，及び，ジャヤンタによる『ニヤーヤマンジャリー』における批判への応答，後代のウダヤナ等の見解について，『ニヤーヤカリカー』の内容や特色を述べるに資すると思われる範囲で注記する．このうち，『ヴァーダニヤーヤ』における敗北の根拠批判の概要は佐々木 [2014] に整理されており，そのうち数種については佐々木 [2016] において『ニヤーヤマンジャリー』との比較研究が為されている．また，ウダヤナの『ニヤーヤパリシシュタ』における詳細な「敗北の根拠」に関する議論は小野卓也 [2017] を参照．

また常住に他ならないであろう」というように「提題の破棄」によって打ち負かされる[80]．

16.3.2　別の提題（pratijñāntara）

［自身が］提題した内容の否定が相手によって為された場合に，同じその［提題した内容に含まれる］基体に対して他の属性を論証されるべきものとして述べるならば，［その者］には「別の提題」という敗北の根拠がある．「音声は無常である．感覚器官の対象であるこ

[80]ジャヤンタが提示する具体例は，対論者の論難が「〈一つの終わりを持たないもの〉の指摘」であることを明示している点を除けば，ヴァーツヤーヤナが提示したものとほぼ同一である．対論者の指摘する通り，「感覚器官の対象であること」という属性を持つものには無常なもの（ex. 壺）のみならず常住なもの（ex. 共通性）も存在することが経験的に知られている．これゆえ，「感覚器官の対象であること」は〈一つの終わりを持たないもの〉という疑似的理由となる．

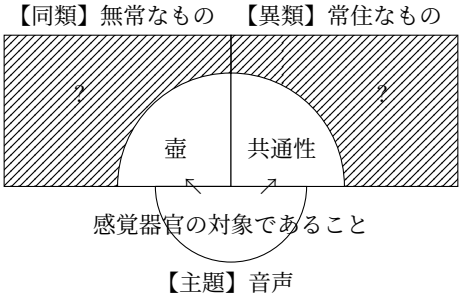

対論者による疑似的理由の指摘に対して，論者は〈一つの終わりを持たないことの解消〉ができると錯誤して反例の属性（＝常住性）を自身が実例として用いた壺に関して認める．この場合，論者の第一言明が常住な壺を実例とする以上，音声の常住性を論証するものとなるため，論者は「提題の破棄」によって敗北する．

しかしながら，対論者によって論者の用いた理由が〈一つの終わりを持たないもの〉であることが指摘された時点で，論者は「疑似的理由」という敗北の根拠によって敗北していると言えるのではないか．このような観点から，ダルマキールティは『ヴァーダニヤーヤ』においてニヤーヤ学派の 22 種の敗北の根拠のうち複数が「疑似的理由」という敗北の根拠によって用済みとなると批判する．ジャヤンタは『ニヤーヤマンジャリー』においてこの批判に応答している．すなわち，対論者が疑似的理由を指摘した段階で論者が議論を中断すれば「疑似的理由」によって敗北するが，いまの場合，論者は指摘された過失を取り除こうとしてさらなる過失である「提題の破棄」を犯している．これゆえ，「提題の破棄」こそが敗北の根拠として指摘されるべきであると説明する．以上のように，ジャヤンタは，「提題の破棄」を犯した論者に複数の敗北の根拠が降りかかっていることを承認した上で，実際の議論の時点において最も自明である過失が指摘されるべきであるという観点から，22 種の敗北の根拠の独自性を示そうとしているようである．関連する議論として，小野卓也 [2017] に整理されるように，ウダヤナは指摘のタイミングという観点から 22 種の敗北の根拠の独自性を確立している．

なお，ウッディヨータカラは，ヴァーツヤーヤナの提示する具体例の場合，実例あるいは理由の欠陥であって提題の欠陥ではないと批判しつつ，スートラ中の drṣṭānta という語を「主張」と読み替え，論者による第三言明を「壺もまた常住であるとするがよい」ではなく「音声もまた常住であるとするがよい」へと変更する．ダルマキールティは『ヴァーダニヤーヤ』においてヴァーツヤーヤナとウッディヨータカラの見解を引用した上で批判しており，「提題の破棄」に関しては以上の見解の相違にも触れている．このことを念頭に置くと，少なくとも『ヴァーダニヤーヤ』を通してウッディヨータカラの所説に触れていたはずのジャヤンタが「提題の破棄」に関する議論に際して，彼の説に言及していないことが注目される．

とから」と［論者が］述べた際に，先程と同様に，［対論者によって］共通性による逸脱が指摘され，もし［その論者が］「次のことは正しい — 共通性は感覚器官の対象であり常住である．なぜなら，その［共通性］は遍在するから．しかし，音声は遍在しない」と述べるとすれば，当該のその［論者］は「音声は無常である」という前の提題とは別の「音声は遍在しない」という提題を述べている以上，「別の提題」によって負かされたことになる[81]．

16.3.3　提題の矛盾（pratijñāvirodha）

提題と理由との矛盾が「提題の矛盾」という敗北の根拠である[82]．「実体は性質とは異なる．［性質である］色などとは別のものが把捉されないから」というまさにこれが提題と理由との矛盾である．「もし実体が性質とは異なるのであれば，どうして色などとは別のものが把捉されないであろうか，［いや把捉されるはずである］．もし色などとは別のものが把捉されないのであれば，どうして実体が性質とは異なるであろうか，［いや実体は性質と同じものである］」というように［提題と理由とが矛盾している］．それゆえ，この［論者］は提題と矛盾したことを述べているので打ち負かされる[83]．

16.3.4　提題の放棄（pratijñāsaṃnyāsa）

主張の論証が相手によって論難された場合に，その［論難］を取り除くことができずに，同じ［自分の］提題を否定する者には「提題の放棄」という敗北の根拠がある．「音声は無常である．感覚器官の対象であることから」と［論者が］述べた際に，先程と同様に，共通性によって［理由が］一つの終わりを持たないものとなることが［対論者によって］明示

---

[81]「提題の破棄」（§ 16.3.1）の場合と同じ対論者の指摘が想定されおり，「疑似的理由」という敗北の根拠によって論者が敗北することが疑われる．ジャヤンタによれば，「提題の破棄」の場合と同様に，「〈一つの終わりを持たないもの〉であることを排除するために努力する者」が誤って「別の提題」を述べているので，その時点において自明な過失である「別の提題」が指摘されることになる．

[82]『ニヤーヤスートラ』の定義と一致する．

[83]具体例はヴァーツヤーヤナが提示するものとほとんど同一である．ヴァイシェーシカのカテゴリー論において実体と性質は別の存在として立てられるが，もし実体について，色をはじめとする性質以外のものが把捉されないとすれば，実体＝性質という結論が帰結してしまうことになる．これゆえ，提題と理由とが相互矛盾している，という趣旨である．

『ヴァーダニヤーヤ』において指摘されるように，この論証例において用いられている理由は実体に関して主題の属性であることを認めない場合には「成立していない理由」であり，主題の属性であることを認めたとしても論証対象とは逆の「性質であること」を導くので「矛盾する理由」に他ならない．これに対して，ジャヤンタは，考察の対象となっているものが理由の美質や欠陥である場合には「疑似的理由」が敗北の根拠として指摘されうるが，「相互連関した語の意味の集合を本体とする文の意味」（parasparānvitapadārthasamudāyātmā vākyārthaḥ）が主眼とされている場合には「疑似的理由」よりも先に「提題と理由との矛盾」が指摘対象として思い浮かぶので，指摘される余地があるとしている．

された場合に，もし［論者が］「誰がそのように「音声は無常である」と言うであろうか」と述べるならば，その［論者］は「提題の放棄」によって打ち負かされたことになる[84]．

16.3.5　別の理由（hetvantara）

限定なしに述べられた理由が否定された際に，その［理由］の限定を［後になって］述べるならば，［その者］には「別の理由」という敗北の根拠がある．同じその［「音声は無常である．感覚器官の対象であることから」という］論証式に対して，先程と同様の共通性による［理由の］逸脱のゆえに，［論者が］「~~共通性~~類を持つ場合に（＝限定要素），［感覚器官の対象であることから］」云々と限定を用いるならば，［その論者は］「別の理由」によって負かされたことになる[85]．

16.3.6　別の事柄（arthāntara）

問題となっている事柄とは別の，その［問題となっている事柄］に資さない事柄を述べるならば，［その者］には「別の事柄」という敗北の根拠がある．「音声は無常である．つくられたものであることから，というのが理由である．理由（hetu）とは，動詞語根√ hi の後に，接尾辞 tuN がある，kṛt［接辞］に終わる語である[86]．語（pada）というのは，sUP（名詞変化語尾）で終わるものと tiṄ（動詞変化語尾）で終わるものとである[87]」云々と，問題となっている［事柄］に資さないことを語るならば，［その者は］「別の事柄」によって負かされる[88]．

---

[84]具体例はヴァーツヤーヤナが提示するものとほとんど一致する．この場合もダルマキールティによって理由の欠陥こそが敗北の根拠であると批判されるが，先述の他の提題に関する敗北の根拠と同様に，対論者に指摘されて沈黙するに留まらず，以上のように返答を開始し，その返答内容が「提題の放棄」に相当するため，まさにその敗北の根拠によって打ち負かされることになる．

[85]ヴァーツヤーヤナは「別の理由」の具体例として，サーンキヤ学説的な「この開顕物は単一の素材からなるものである．単一の素材からなる変容物にはサイズがあるから」云々という論証を具体例として挙げる．この場合，逸脱が指摘された論者は，「単一の素材が継続してそこにある場合に，皿などの変容物にはサイズが見られるから」と最初に用いた理由に限定要素を付加して用いている．ジャヤンタも『ニヤーヤマンジャリー』においてはヴァーツヤーヤナの提示した具体例に沿って説明している．なお，類似のサーンキヤ学説的な論証は「定説を離れたもの」の具体例としても言及される．『ニヤーヤカリカー』においては，より易化した具体例が用いられていると考えられる．この場合も先程までと同様にダルマキールティによって疑似的理由の欠陥のみが存在すると批判されるが，ジャヤンタもまた従前通り，疑似的理由を指摘された論者が議論を中断せずに，逸脱を排除するために他の追加の限定要素を述べ始めているので，その点においてより自明な「別の理由」という敗北の根拠によって打ち負かされることになると指摘している．なお，ジャヤンタが『ニヤーヤマンジャリー』において言及する「専門家達」（abhiyuktāḥ）の見解によれば，「別の理由」は論諍において指摘されるものであって，論議においては別の限定要素を用いても敗北しない．

[86]Cf. *Aṣṭādhyāyī* 7.2.9: titutratathasisusarakaseṣu ca /

[87]Cf. *Aṣṭādhyāyī* 1.4.14: suptiṅantaṃ padam /

[88]論証に際して，論証に資さない「理由」という語に関する文法学的説明を開始するという点で，ヴァーツヤーヤナの提示する具体例と一致するが，『ニヤーヤカリカー』における具体例の方がより

16.3.7　意味を持たないもの（nirarthaka）

表示対象（＝意味）を欠いた音素の連続の使用にすぎないものが「意味を持たないもの」という敗北の根拠である．「音声は無常である．かきくけこ（kacaṭatapa）はさしすせそ（gajaḍadaba）であることから．たちつてと（ghajhaḍhadhabha）のように」というように[89]．

16.3.8　意味が理解されないもの（avijñātārtha）

三度述べられたにも拘らず聴衆と対論者とによって理解され得ないもの，［すなわち，］言葉が不明瞭な［文］，［言葉の］使用法がよく知られていない［文］，とても早く発音された［文］というような様態の論証文あるいは論難文，それが「意味が理解されていないもの」という敗北の根拠である．これは能力がないことを隠すための仕方であるから[90]．

16.3.9　意味が離れたもの（apārthaka）

前後で連関していない語の集合を使用するがゆえに，文の意味が確立していない［文］が「意味が離れたもの」という敗北の根拠である．「10 のざくろ，6 のお菓子[91]」云々という

簡略化されている．なお，ダルマキールティはこの敗北の根拠を承認した上で，asādhanāṅgavacana の第五解釈（＝証明を構成要素としないものを述べること）及び adoṣodbhāvana（＝過失（欠陥）でないものを指摘すること）に相当すると解釈し，ブッダやアシュヴァゴーシャの話を展開する別の具体例を提示している．興味深いことに，ジャヤンタは『ニヤーヤマンジャリー』において，おそらくダルマキールティの提示した論証例を改変する意図で，パーニニやシヴァの話を展開する具体例を挙げている．

[89] 具体例は凡そヴァーツヤーヤナによるものと同じである．ただし，採用されている音素に相違が見られる．なお，『ニヤーヤマンジャリー』によれば，ここでは「表示対象を欠いている」という点が重要であり，ダルマキールティへの批判の文脈において，音声を外界対象に触れないものとして認め，アポーハを言葉の意味とする仏教徒のあらゆる言明こそが「意味を持たないもの」の明瞭な例であると述べている．

[90] ヴァーツヤーヤナによる説明とほとんど一致する．（Cf. NBh ad NS 5.2.9, p. 313: ślisṭaśabdam apratītaprayogam atidrutoccaritam）なお，『ニヤーヤマンジャリー』では，「三度」という回数の限定の妥当性に関する議論がみられる．ジャヤンタによれば，三度述べれば多数の審査員がいる集会では誰かが理解するから，また，四度あるいは五度と述べることが認められるならば発言が際限なくなってしまうことから，三度の限定が正しいとされる．

[91] この文は *Mahābhāṣya* ad 1.1.1; 1.2.45 において意味を持たない（anarthavat）文（vākya, samudāya）の例として挙げられるものである．「別の事柄」「意味を持たないもの」「意味が理解されないもの」「意味が離れたもの」という artha に関する四つの敗北の根拠については，ダルマキールティの批判を受けて，ジャヤンタがその異同を明らかにしている．すなわち，語の意味も文の意味も持たないものが述べられる場合には「意味を持たないもの」，語意は理解されるが連関がないため文意が理解されないものが述べられる場合には「意味が離れたもの」，語意・文意は存在するが関係ない事柄が述べられる場合には「別の事柄」，有意味な語あるいは文が述べられるが早口などによって理解されない場合には「意味が理解されないもの」となる．なお，ダルマキールティはこのような分類の必要性を認めず，譲歩的に認めるとしても「諸文が連関していないもの」「文脈が連関していないもの」などの別の下位区分も述べられるべきであると批判する．この批判に対してジャヤンタはい

ように.

16.3.10　時宜を得ないもの（aprāptakāla）

提題・理由・喩例・適用・結論に関する言明の順序を飛び越え，支分を入れ替えて論式化されている推論文が「時宜を得ないもの」という敗北の根拠である．自身の理解と同じように他者の理解を生じさせるものである他者のための推論において［提題→理由→喩例→適用→結論という］順序は必須要素であるから[92]．

16.3.11　不足しているもの（nyūna）

五支分からなる文が論式化されなければならないのに，その［五支分］のうちいずれの支分であっても欠けている［文］を用いるならば，［その者］には「不足しているもの」という敗北の根拠がある．全ての支分が［あって初めて］他者の理解の生起に資するから[93]．

16.3.12　余分なもの（adhika）

一つの理由あるいは一つの実例だけで対象が既に理解させられたのに，別の理由あるいは別の実例を述べるならば，［その者］には「余分なもの」という敗北の根拠がある．目的を持たないものを述べているから[94]．

ずれも「語の意味が連関していないもの」（＝意味が離れたもの）に含まれていると応答する．注目されるのは，ジャヤンタが「諸文が連関していないもの」「文脈が連関していないもの」の具体例として，１）知覚対象としての外界対象を認める毘婆沙師，２）推論対象としての外界対象を認める経量部，３）外界対象を認めず有形象認識のみを認める瑜伽行派，４）形象を欠いた単なる認識のみを認める中観派，という相互に食い違う仏教徒の論書を挙げている点である．具体例それ自体も興味深い内容であるが，「中観派」の見解を所謂「無相唯識」の立場と同等に理解している点はジャヤンタの「中観派」理解を示すものとして重要であろう．

[92] ここでは，論証支の順序が一定である必要性が説かれている．論証支として五支を認めるニヤーヤ学派に対して，ダルマキールティなどの仏教徒が一部に対する不要論をとなえていたことは周知の如くである．ジャヤンタがここで言及している内容は，彼が五支分全てが必要であることを正当化するために展開する議論と同じものである．

[93] 脚注 92 を参照.『ニヤーヤマンジャリー』では, 五支分全てがあって初めて聞き手の期待（ākāṅkṣā）がしずまることが順を追って説明されている．

[94]「余分なもの」などの一部の敗北の根拠と，論議あるいは〈拡張的な議論／取り決めのある議論〉との関係については Sudo [2021] を参照．欲望を離れた者達の議論である論議において理解を深めるために複数の理由などを提示することは問題とされないため，「取り決め」（niyama）を承認する場合にのみ，この種の敗北の根拠が指摘されることとなるとされる．

16.3.13　再言（punarukta）

16.3.13.1　再言の下位区分

音声あるいは意味を再び述べることが「再言」という敗北の根拠である．ただし，再言及（anuvāda）を除いて．音声の再言とは，全く同じ音声が再び発声されるものである．例えば,「音声は無常である．音声は無常である」と．一方，意味の再言とは，以前に別の音声によって述べられた同じ意味が再び別の同義語によって述べられるものである．例えば,「音声は無常である．音響は消滅するものである」と．

16.3.13.2　二種であることの説明

たとえ音声の再言にも意味の再言がないことはないとしても，意味の再認識が音声を前提としている以上，先に音声が再認識されるので，以上のことは他ならぬ音声の再言と言われる[95]．

【反論】意味の再言のみが唯一の再言である．音声の再言の場合であっても意味が区別されるならば過失はない．例えば,「[彼が] 酔っぱらうと（matte bhavati)，我々には望まれた全てのものが生じる（bhavati)」と[96].

【応答】そうであってはならない．名詞と定動詞との違いによって，また，アクセントなどの違いによって，その例文では，音声の違いを確定しているから．

16.3.13.3　再言及の除外

一方, 再言及における再言は過失ではない．例えば,「理由の提示によって（hetvapadeśena）提題を再び述べることが結論である」（≈ NS 1.1.39 [97] ）という［場合の結論のように］.

16.3.13.4　意味上帰結したものの再言

意味上帰結したものを音声によって再び述べること，それもまた再言に他ならない．例えば,「雲がなければ雨はない」と述べる場合には「[雲が] あれば［雨が］ある」と意味上理解される[98]．このこと（＝「雲があれば雨がある」）が自分の喉で語られるならば，再言となる．なぜなら，意味の理解のために音声の使用があるから．［意味が］既に理解された

---

[95]「音声は無常である．音声は無常である」という音声の再言の場合，意味内容も同じであることから,「意味の再言」さえ定義すれば「音声の再言」という項目を設けることは無駄である，という反論が想定されている．ジャヤンタによれば,「音声の再言」の場合には意味内容を認識するより先に音声が同じであることが認識されるため，区別されうる．ただし,『ニヤーヤマンジャリー』の記述に基づけば,「音声の再言」は論諍などにおいて「同じ言葉を二度と用いない」という「取り決め」を承認する場合に問題とされるのであって，論議などにおいては指摘されるべきではないとされる．

[96]ここで例示されている文の内容理解については再考の余地があるかもしれない．なお,『ニヤーヤマンジャリー』や『ヴァーダニヤーヤ』ではそれぞれ別の具体例が挙げられている．

[97]Cf. NS 1.1.39, p. 34: hetvapadeśāt pratijñāyāḥ punarvacanaṃ nigamanam //

[98]意味上の帰結（arthāpatti,「論理的要請」）の内容理解については NBh ad NS 2.2.1 の記述を参照.

場合に，その［意味上帰結することを述べる別の音声］が何になろうか.

16.3.14　復唱できないこと（ananubhāṣaṇa）

聴衆によって既に理解され，論者によって三度発声されたにも拘らず[99]，［対論者が］再び発声できないこと，それが「復唱できないこと」という敗北の根拠である．再び発声できないのに，［その者］は何に対する論難を述べるというのか[100]．

16.3.15　無知（ajñāna）

聴衆によって既に理解されたにも拘らず、論者の［その］文意を対論者が理解していないこと，それが「無知」という敗北の根拠である．というのも，返答の対象を理解していないような者が何に対して返答を述べるというのか．また，これは先述の「復唱できないこと」ではない．［「復唱できないこと」の場合に,］内容を知っていても，［その内容を］復唱できないことが［特定の論者には］見られるから.

16.3.16　思いつかず（apratibhā）

相手の主張が把握され，復唱されたにも拘らず，その［相手の主張］に対する返答に取り掛からないこと（apratipatti）が「思いつかず」という敗北の根拠である[101].

16.3.17　投げ出し（vikṣepa）

用事にかまけることに基づく議論の中断が「投げ出し」という敗北の根拠である．例えば，議論を開始した後で[102]，用事に忙しいことを示す．「私のこのやらなければならない

[99]「三度」という回数の制限については脚注 90 を参照.

[100]この敗北の根拠の前提として，議論においては相手の述べた文を繰り返し述べる必要があることが理解される.

[101]「復唱できないこと」「無知」「思いつかず」の 3 種の敗北の根拠の異同を巡る議論については別稿にて詳しく論じる予定である．ジャヤンタは相手の主張が把握され（＝「無知」ではない），復唱された（＝「復唱できないこと」ではない）場合に「思いつかず」という敗北の根拠の余地があると考えている．また，「復唱できないこと」は内容を理解している場合にもありうるので，必ずしも「無知」と同じ領域を持つわけではない．しかし，彼の説明では「復唱できないこと」と「無知」とは相互に独立したものとまではいえない．小野卓也 [2017] に示唆されるように，ウダヤナはこの 3 種の独立性を指摘のタイミングという基準を設けることで明確にしているといえる.

[102]ジャヤンタがここで議論の開始後であることを明言しているのには，「投げ出し」を「別の事柄」「思いつかず」と区別する意図があるようである．すなわち，『ニヤーヤマンジャリー』によれば，「別の事柄」の場合には，「音声は無常である．つくられたものであることから，というのが理由である．理由とは…」というように論証を開始した後で別の事柄を開始していたが，いまの場合，論証に取り掛かる前の段階で，議論開始直後に別の用事のために議論を離脱している．また，「思いつかず」は相手の主張を聞いた上で何も思いつかない場合に指摘されうるが，いまの場合，相手の主張を聞くより前に議論を離脱しているため，両者は区別される.

ことが損なわれてしまう」「私の母が死んだ」「痰で私の喉が詰まっている[103]」と述べた後で議論を中断するならば，［その者］は「投げ出し」によって打ち負かされる．

16.3.18　見解の承認（matānujñā）

自身の主張に相手がもたらした論難を取り除かずに，同じその［論難］を相手の主張に逆にもたらすならば，［その者］には「相手の見解の承認」という敗北の根拠がある．「あなたは盗人である．人であることから．よく知られた盗人のように」と［対論者に］言われた場合に，「あなたもまた盗人である．人であることから」と反論するならば，［その者］は自身に関して説明された盗人であることという悪性を承認した［ことになる］ので，「見解の承認」によって負かされる[104]．

16.3.19　批判されるべき者の看過（paryanuyojyopekṣaṇa）

敗北に至った者を捕まえない（＝負かさない）ことが「批判されるべき者の看過」という敗北の根拠である．「批判されるべき者」とは，敗北に当たるので非難されるべき者のことであり，「あなたにはこの敗北の根拠が降りかかっている．だから，あなたは負かされた」というように述べられるべき者である．その［批判されるべき者］を看過し，負かさない，そのような者は「批判されるべき者の看過」によって負かされる．また，この敗北の根拠は問われた聴衆によって明示されるべきであって，この［批判されるべき者］が自身の過失を「私は負かされるべきであるのにあなたに看過された」と［わざわざ］公にすることはない．

16.3.20　批判されるべきでない者への批判（niranuyojyānuyoga）

敗北の根拠がないにも拘らず，敗北の根拠を譴責することが「批判されるべきでない者への批判」という敗北の根拠である．注意深く，敗北に当たらない，適切なことを述べる者であるにも拘らず，［その者］に対して「あなたは負かされた」と述べるならば，その者こそが無実の過失を指摘しているので負かされる[105]．

---

[103] 原文を直訳すると「咽喉カタル（pīnasa）によって私の喉が邪魔されている」となる．『ニヤーヤマンジャリー』では pīnasa に当たるものが pratiśyāya と表現され，ウッディヨータカラも同じ語を用いている．

[104] この具体例の場合，「人であること」という理由は盗人にも盗人でない者にも当てはまるため「一つの終わりを持たない理由」との異同が問題となる．ジャヤンタによれば，「あなたは盗人である」云々と述べられた際に，論者が「この理由は〈一つの終わりを持たない理由〉である．盗人でない者にも人であることが見られるから」と正しく疑似的理由を指摘する場合には敗北することはないが，いまの場合には，相手に指摘された過失を取り除かずに議論を続けているため「見解の承認」に当たるという．

[105] ウダヤナは *Nyāyapariśiṣṭa* において「批判されるべきでない者への批判」に 4 種の下位区分を設けており，興味深いことに，曲解と詭弁的論駁をここに含めている．これゆえ，彼の見解に従えば，曲解や詭弁的論駁を用いる者は「批判されるべきでない者への批判」を指摘されることによって敗北

16.3.21　定説を離れたもの（apasiddhānta）

定説を承認した後に制限なく生じる議論の付随が「定説を離れたもの」という敗北の根拠である．最初に何らかの定説を承認した後で議論を開始し，その［同じ議論］において，論証が望まれた対象を論証するために，あるいは，相手を論難するために，定説と矛盾することを述べる，その者は「定説を離れたもの」によって負かされる．

例えば，サーンキヤ学徒が「存在しなかったものが生じることはなく，存在するものが消滅することはない」という定説を提示した後で，根本物質（pradhāna）の立証のために論証を論式化する — 「【提題】展開物である変容物全般は一つのものを素材とする．【理由】一つの素材が継続してあるから．【実例】壺や皿等のように．なぜなら，壺などは粘土の変容物であり，粘土が継続してある，というように一つの素材を持つものであると経験上知られているから」「【適用】同様に，牛や馬などの変容物全般は，快・苦・無知が継続してあることが経験上知られている．【結論】それゆえ，その［快・苦・無知］を本体とする一つの素材を原因としたものであるはずである」と[106]．

そして，以上のように述べる［サーンキヤ学徒］に対してニヤーヤ学徒が批判する —「何が素材で何が変容物なのか」「素材と変容物が何であるかを知らない者が一体どうして諸変容物が一つの素材を持つものであると知ることができようか」と．

以上のように問われて，サーンキヤ学徒が言う —「ある存続するものにとって，ある属性が滅した場合に別の属性が生じる，そのような［存続するもの］が素材である．先述の属性，それが変容物である」と．

以上のことを述べる［サーンキヤ学徒］は，以前に承認した〈存在するものは消滅せず，存在しなかったものは生起しない〉という定説に反している．もし前の属性が滅した後に，他の属性が生じるとすれば，どうして存在するものの消滅と存在しなかったものの生起とがないであろうか[107]．

というわけで，以上のように，「定説を離れたもの」を述べているので，カピラに従う者は打ち負かされる．

することとなる．（Cf. 小野卓也 [2017:411]）

[106] 便宜的に五支分に対応する形で内容を整理したが，厳密には一致しないように思われる．

[107] 具体例はニヤーヤバーシュヤに見られるものと同様である．『ニヤーヤマンジャリー』では，この具体例におけるサーンキヤ学徒に「成立していない理由」が，一方，「何が素材で，...」と質問を開始した者に「別の事柄」が敗北の根拠として当てはまるため，「定説を離れたもの」は妥当しないという反論がみられる．ジャヤンタは，理由の意味内容の確定が論難の前提条件であることを根拠に，質問者が「別の事柄」によって敗北することを否定した上で，サーンキヤ学徒は確かに疑似的理由の過失を犯してはいるが，質問に答えているその時点で，疑似的理由よりも先に，自身が認める定説とは異なることを述べていることが明瞭に敗北の根拠として思い浮かぶため，「定説を離れたもの」を指摘する余地があると返答している．「提題の破棄」等においても共通していたことであるが，ジャヤンタによれば，「相手の敗北に関する何であれ何らかの原因がまず心の道に来ている場合には，別の原因は［あったとしても］分析されるべきではない」（NM II 717）ため，議論の実際の場面に即した敗北の根拠の分類が正当化されることとなる．

16.3.22　疑似的理由（hetvābhāsa）

一方,「成立していないもの」に始まる諸疑似的理由は既に以前に説明された[108]．それら［諸疑似的理由］は,［それぞれの］定義的特質に沿って定義されたそのままに敗北の根拠となる.

16.4　小結

さて，以上のように，曲解・詭弁的論駁・敗北の根拠が何であるかに通じる者は，自分の文章においてそれら［曲解・詭弁的論駁・敗北の根拠］を回避しつつ，他者が用いたそれら［曲解・詭弁的論駁・敗北の根拠］を正すことで，望むがままに論証対象の立証を手に入れる[109]．

17　結部

以上のように，この，自身（＝ニヤーヤ学派）の思想が過度に生じておらず，敵の見解の排斥が為されていない，16 原理の真実（実相）が，初学者達の学習のために述べられた.
果汁が流れ出しておらず, 香りが外に出ていない, ニヤーヤ（nyāya）の蕾（kalikā）に過ぎないものをジャヤンタが示した[110]．

＜キーワード＞ Jayanta, Nyāyakalikā

（日本学術振興会特別研究員 PD，博士（文学））
（九州大学大学院准教授，博士（文学））

[108] § 13 を参照.
[109] ヴァーツヤーヤナも同趣旨のことを述べている．Cf. NBh ad NS 1.1.1, p. 5.
[110] 片岡 [2015a][2016] を参照.